第16回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	Ĺ
○応招・不応招議員····································	2
第 1 号 (6月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議会運営委員長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名····································	3
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○町長の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0)
○報告第51号及び報告第52号の上程、説明、質疑、討論、採決17	7
○報告第53号の上程、説明、質疑、討論、採決22	2
○報告第54号及び報告第55号の上程、説明、質疑、討論、採決23	3
○報告第56号の上程、説明、質疑、討論、採決25	5
〇報告第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決27	7
○報告第59号及び報告第60号の上程、説明、質疑、討論、採決29)
○報告第61号の上程、説明、質疑、討論、採決31	Ĺ
○報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決32	2
○請願・陳情について33	3
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 5
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
○欠席議員	3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
○一般質問・・・・・・	3 6
今 泉 文 克 君	3 6
畑 幸 一 君	5 6
○会議時間の延長	6 4
○休会について	6 5
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
第 3 号 (6月14日)	
○議事日程	6 7
○本日の会議に付した事件	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
○議事日程の報告	6 9
○議案第275号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第276号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第277号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第279号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○各常任委員会委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、	
採决······	7 6
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	8 2
○日程の追加	8 3

○意見書案第18号~意見書案第20号の上程、	説明、質疑、詞	討論、採決	8	3
○閉議の宣告			8	8
○町長挨拶			8	8
○議長挨拶			8	9
○閉会の宣告			8	9
○署名議員			9	1

鏡石町告示第32号

第16回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月5日

鏡石町長 遠 藤 栄 作

- 1 期 日 令和元年6月10日
- 2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員(11名)

1番 橋 本 喜 一 君 小 林 政 次 君 3番 4番 古川文雄 君 5番 菊 地 洋 君 6番 長 田 守 弘 君 7番 幸 一 君 畑 8番 井土川 好 髙 君 9番 大河原 正 雄 君 11番 10番 今 泉 文 克 君 木原秀男君 12番 渡辺定己君

不応招議員(なし)

第 1 号

令和元年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年6月10日(月)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の説明

日程第 5 報告第51号 専決処分した事件の承認について

日程第 6 報告第52号 専決処分した事件の承認について

日程第 7 報告第53号 専決処分した事件の承認について

日程第 8 報告第54号 専決処分した事件の承認について

日程第 9 報告第55号 専決処分した事件の承認について

日程第10 報告第56号 専決処分した事件の承認について

日程第11 報告第57号 専決処分した事件の承認について

日程第12 報告第58号 専決処分した事件の承認について

日程第13 報告第59号 専決処分した事件の承認について

日程第14 報告第60号 専決処分した事件の承認について

日程第15 報告第61号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について

日程第16 報告第62号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第17 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小 林	政	次 君	3番	橋	本	喜	_	君
4番	古 川	文	雄 君	5番	菊	地		洋	君
6番	長 田	守	弘 君	7番	畑		幸	_	君
9番	大河原	正力	雄 君	10番	今	泉	文	克	君
1番	木 原	秀!	男 君	12番	渡	辺	定	己	君

欠席議員(1名)

1

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 遠藤栄作君 副 町 長 小 貫 忠 男 君 教 育 総務課長 長 渡 部 修一 君 貫 秀 明 君 小 福祉こども 課 長 税務町民課長 長谷川 静 男 君 関 根 邦 夫 君 健康環境課長 角 田 信 洋 君 産業課長 橋 本 喜 宏 君 上下水道課長 都市建設課長 吉 田 竹 雄 君 菊 地 勝 弘 君 会計管理者兼 室 長 教育課長 根 本 博 君 倉 田 知 典 君 農業委員会事務局長 農業委員会会 長 栁 沼 和吉 君 菊 地 榮 助 君 選 挙 管 理委員会委員長 監查委員 大河原 八 郎 君 根 本 次 男 君

事務局職員出席者

議会事務局 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(渡辺定己君) おはようございます。

ただいまから第16回鏡石町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、全国町村議会議長会自治功労者の伝達式を行います。

暫時休議いたします。

休議 午前10時00分

開議 午前10時04分

〇議長(渡辺定己君) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

O議長(渡辺定己君) 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。 6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番(議会運営委員長 長田守弘君) おはようございます。

それでは、会期予定及び議事日程をご報告いたします。

第16回鏡石町議会定例会会期予定。

令和元年6月10日月曜招集、日次、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長(渡辺定己君) 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

〇町長(遠藤栄作君) おはようございます。

第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第16回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

先日の田んぼアート事業の田植え祭りは天候にも恵まれ、町内外から多くの参加者を得ま して、無事終了いたしました。季節ごとに変わる風景を楽しみながら、実りの秋が無事に迎 えられますよう願っているところであります。

新しい元号が令和となり、記念すべき初の定例会でありますが、今定例会につきましては、 専決処分した事件の承認についての報告10件、繰越計算書の報告2件、条例の一部改正2件、 令和元年度補正予算3件の合わせて17件を提案するものであります。

何とぞどうぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開 会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いします。

◎開議の宣告

○議長(渡辺定己君) ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、8番、井土川好髙君の1名です。

◎議事日程の報告

O議長(渡辺定己君) 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営 いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(渡辺定己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、9番、大河原正雄君、 10番、今泉文克君、11番、木原秀男君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(渡辺定己君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長(渡辺定己君) 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付した報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監查委員、根本次男君。

〔監查委員 根本次男君 登壇〕

〇監査委員(根本次男君) おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり、3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

- 1、検査の対象、平成31年2月分、平成31年3月分、平成31年4月分、以上について、 それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、 預金等の出納保管状況を検査いたしました。
- 2、実施年月日、平成31年2月分につきましては、平成31年3月25日月曜日、午前9時58分から午前11時42分まで。平成31年3月分につきましては、平成31年4月25日木曜日、午前9時55分から午後0時30分まで。平成31年4月分につきましては、令和元年5月24日金曜日、午前9時29分から午後2時30分まで。なお、この当日は、この例月出納検査のほかに、上水道事業会計の決算審査を行いました。
 - 3、実施場所、各日とも議会会議室で実施いたしました。
- 4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におりまして、次の方々の出席をいただきました。 会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、以上の4名の方でございます。
- 5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。
- 6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成31年2月分、平成31年3月分、平成31年4月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。 以上、報告申し上げました。

○議長(渡辺定己君) 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番(公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君) おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告をいたします。

公立岩瀬病院企業団議会報告。

平成31年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成31年3月27日水曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正 する条例。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 平成31年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

以上、議案3件、全て可決、承認されました。

なお、詳細につきましては、添付資料がございますので、お目通しをいただければと思います。

以上、報告といたします。

○議長(渡辺定己君) 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番(須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君) おはようございます。

須賀川地方保健環境組合臨時会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成31年4月25日木曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第5号 須賀川地方衛生センター旧ごみ処理施設解体工事の請負契約締結について。

第5、議案第6号 平成31年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算(第1号)。

以上、議案3件は、原案のとおり承認、可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付済みの資料のとおりでございます。

以上、報告といたします。

〇議長(渡辺定己君) 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番(議会運営委員長 長田守弘君) それでは、ご報告いたします。

令和元年6月10日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会運営委員会委員長、長田守弘。

議会運営委員会所管事務調查報告書。

令和元年 5 月16日木曜から17日金曜まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告 します。

記。

- 1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、町村議会の先進議会の活動実態を視察調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。
 - 2、調査自治体、神奈川県大井町議会、同じく箱根町議会。
- 3、調査項目、(1)議会基本条例施行後の評価について、(2)議会報告会の実施内容について、(3)議会活動の実施状況について、(4)その他議会の活性化並びに議会運営を円滑に行う方策について。
 - 4、参加者、議会運営委員会6名、事務局長、事務局員、計8名。
 - 5、調査内容及び結果。

[「省略、省略」の声あり]

○6番(議会運営委員長 長田守弘君) それでは、朗読を省略させていただきます。

まとめに入ります。

まず、大井町議会では、議会基本条例制定後、1年で議会改革研究会を立ち上げ、具体化する取り組みや評価、検討を行い、今後は第三者(町民)からの意見を参考に検討していくとの見解を伺うことができた。議会報告会については、10年ほど前から開催しており、手法(内容や周知方法)については当議会と相違ないが、回数を重ねることによる参加者の減少を解消するために、パワーポイントの導入や日曜日に開催するなど試行錯誤しながら工夫が見られ、参考となった。しかしながら、参加者が年々減少していることを今後の課題としており、広報広聴活動の難しさを感じることができた。

箱根町議会については、議会活動の実施状況として、「いつでも招集可能な議会を」と題し、月例日を設置することや常任委員会活動の活性化に向け、フェイスブックの開設、キッズコーナー及び授乳室の設置、小学校6年生による議会本会議傍聴、議会だより音声版の作成、カイカイ関連のポスターの商店街への掲出、議会図書館パソコン及びWi-Fi環境整備、タブレット端末活用の調査研究など、具体的な活動の改革に取り組んでいる先進的な考えが伺え、参考となった。また、議会傍聴規則の見直しを積極的に実施し、傍聴者を増員させることにより、おのずと開かれた議会の定義づけを促す結果となったことが大変参考となった。

今回の調査では、議会基本条例施行後の評価や議会報告会の実施内容、議会改革の取り組みについて調査研修したが、いずれも多くの実施を誇る議会活動、議会議員活動が展開されており、各議員各位の意識の高さを実感した。今回の調査研修内容を今後の議会活動の参考

とし、引き続き研究していくこととしたい。 以上、報告いたします。

○議長(渡辺定己君) 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

〇議長(渡辺定己君) 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。 町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長(遠藤栄作君) 本日ここに、第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、今月5日、福島県町村会の定期総会が開催され、2年間の会長職を退任いたしました。この間、議員の皆様にはご不便等もおかけしたかと思いますが、微力ではありましたが、鏡石町のPRと、そして国・県などへの直接要望等を行うこともできました。また、先月15日から24日までの10日間、全国町村会主催の第55回海外地方行政調査に参加してまいりました。訪問先はドイツ、フランスであり、特に環境施策及びグリーン・ツーリズムなどによる町づくりを中心に研修してまいりました。大いに参考となりましたので、当町の住みよい町づくり施策に役立ててまいりたいと考えております。

さて、先月5月1日、新天皇がご即位され、新たな時代となる令和が幕をあけました。ここに、皇位継承に当たり、町民を代表し、国民とともに心よりお慶び申し上げます。

平成の時代は、我々が被災した東日本大震災を初め、多くの自然災害に見舞われた時代であったと感じております。上皇上皇后両陛下におかれましては、多くの被災者に寄り添い、お気遣いいただきましたことを心より感謝申し上げます。

新元号「令和」は、日本最古の万葉集から引用され、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つといった意味が込められており、梅の花のように、一人一人の日本人があすへの希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいと願いを込め、令和が誕生いたしました。日本が伝統的に大切にしている「令の心、和の心」をもって、日本のみならず世界の平和をもたらし、戦争のない幸せな生活につながることをご期待申し上げます。

高齢者ドライバーによる運転事故が全国で相次いでいます。4月19日には、東京都池袋で、87歳の男性が運転する車が暴走し、横断歩道を渡っていた母子をはねて死亡させる事故が起きました。また、5月15日には、千葉県市原市の公園で、近くの保育園児らが遊んでいた砂場に、65歳の男性が運転する車がフェンスをなぎ倒し突っ込み、園児を守ろうとした30代

の女性保育士がはねられ、右足首を骨折する重傷を負いました。いずれの事故も、ブレーキ とアクセルの踏み間違いが原因と見られ、高齢になると運動能力や判断能力が低下して事故 を起こしやすくなります。

県内の免許証保有者は約130万人で、そのうち70歳以上は15%に当たる約19万5,000人に 上っています。運転免許証更新時の高齢者講習や認知症機能検査の厳格化により、免許証返 納件数は増加すると考えますが、交通弱者となり、外出する頻度が低下し、結果として認知 症が進むという悪循環が懸念されますので、交通安全対策を含め、総合的な対応が喫緊の課 題であると思います。

令和元年度全国新酒鑑評会で、本県の蔵元が出品した22銘柄が金賞を獲得し、都道府県別金賞受賞数で7年連続9度目の日本一に輝きました。全国初の6年連続だった昨年度の快挙を塗りかえ、新たな歴史を刻みました。本町の「鏡の雫」を醸造していただいている天栄村の松崎酒造店も8年連続の金賞を受賞し、今後もおいしい「鏡の雫」を提供していただけるものと思っております。

次に、3月定例議会以降の町における主な出来事について申し上げます。

4月4日に白河市大信地内において、羽鳥用水パイプラインの充水作業中に漏水が発見され、町内の水田で田植えができるかどうか心配されました。その後、関係機関の努力により工事が順調に進み、当初予定より10日おくれの5月20日に通水され、町内での田植え作業が行われたところです。

4月16日には、町と地域との太いパイプ役として重要な役割を担っていただいております 行政区長さん、新任4名を含めた13名の方々に委嘱状を交付いたしました。社会福祉協議会 協力推進員もあわせて委嘱され、区長協議会役員の新体制も選出されました。

昨年5月16日にグランドオープンしました鏡石まちの駅「かんかんてらす」では、先月、一周年感謝祭を開催し、多くの来場客でにぎわいました。本施設は、にぎわいの創出と町の農産物や特産品の販売、6次化商品の開発、創業支援、そして鏡石町の観光情報の発信拠点として整備したものであり、ことし3月までに約3万7,000人が訪れ、1,500万円余りの農産品や加工品などを売り上げています。今後は、商品開発や売り上げの向上を目指すとともに、気軽に訪れて観光や町の情報を得られ、町内外の皆さんに親しんでいただけるようなイベントや施設運営に努めてまいりたいと考えております。

5月11日に開催された第一小学校運動会において、午後12時40分ごろにつむじ風が発生 し、熱中症予防・防止用テント3張りが飛ばされ、落下したテントなどにより14名が負傷し、 救急搬送される事故が発生しました。幸いにも全員軽症でありましたが、今後は保護者テン トの自粛、校庭の打ち水、テント設営の際の固定強化など再発防止に努めてまいります。

第30回高齢者ふれあいスポーツ祭が、6月3日に鳥見山陸上競技場で開催されました。町

内行政区の老人クラブ9チーム約200人の皆様が参加され、地域の皆さんが力を合わせては つらつとした姿で競技されていることに、大変心強く感じたところであります。

次に、今年度の主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害に伴う道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業につきましては、今年度は久来石区、笠石区、成田区、豊郷区、高久田区の5地区を予定しており、発注に向け準備を進めております。

次に、進化する鏡石実行プロジェクト事業についてでありますが、駅におりてみたくなる事業として、8年目となる田んぼアート事業については、図書館北側の約70アールの水田に、今年度は「眠れる森の美女」をテーマに、昨年に引き続きアニメーターの湖川友謙氏にデザインをお願いし、5月26日には田植え祭りを開催し、町内外から多くの方の参加を得て、田植えを実施したところであります。ことしは例年と違い、羽鳥用水からの通水が昨年と比べ2週間ほどおくれたことにより、田植え祭りの開催も危ぶまれましたが、岩瀬農業高校の生徒や町内外の関係者のご協力のもと準備を進め、無事開催することができました。まさに、観光だけでなく、町を挙げてのイベントとして定着してきたと実感しているところであります。8月中旬ごろには、例年どおり隠れデザインがあらわれ、一般観覧、稲刈り体験イベント、さらに稲刈り後の「きらきらアート」を行い、長い期間にわたり町内外の方に観覧いただき、さきに述べました鏡石まちの駅「かんかんてらす」と連携した諸事業を展開して、より一層の地域振興につなげてまいりたいと思います。

通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動につきましては、花いっぱい運動実行委員会のもと、6月9日日曜日に一斉定植が行われ、多くの町民の皆さんの ご協力をいただきながら、町内各所に花が植えられました。

子育て支援関係の新規事業としましては、(仮称)健康福祉センター整備基本計画策定事業は、分散化や老朽化した町公共施設の機能更新、住民サービスの利便性の向上、保健・福祉機能の集約を図るため、計画策定委員会の設置準備と計画策定業務委託の事務を進めております。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点 として、4月1日、勤労青少年ホーム内に子育て世代包括支援センターを開設しました。

特定不妊治療費助成事業は、4月1日より受け付けを開始し、特定不妊治療に要する治療費の一部助成により、出生支援を進めてまいりたいと思います。

ブックスタート事業では、5月に実施された9、10カ月児健診から絵本の贈呈が開始されたところです。絵本を介して、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持っていただくことで、赤ちゃんが健やかに成長できることを願っております。

出産支援金支給事業につきましては、名称を「鏡石のびのび子育て応援券」として、次世

代を担う子供の健やかな成長と子育て支援を目的に、4月1日以降に出生された新生児の保護者に商品券を給付するもので、4月届け出の方に対しまして、7件の給付を行ったところです。

次に、第5次総合計画で定める5つの行政分野別目標の進捗について申し上げます。

1つ目の、「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります!」として、行政を効率化し、 国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度 につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。 5月13日現在、 1,306名分のカードが届けられており、1,186名の方へ交付いたしました。このカード交付 については、厳格な本人確認とセキュリティーの面から暗証番号の設定などを行う必要があ ることから、多少時間を要することをご理解いただくとともに、既に申請いただいた皆さん には、交付通知まである程度の期間を要することをあらかじめ周知申し上げているところで す。

次に、なりすまし詐欺や悪質商法など、私たちの消費生活をめぐるトラブルが大きな社会問題となっていることを受け、天栄村との広域事業として平成27年度から取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、本町の総合相談員を消費生活相談員に併任し相談業務に当たっているところであり、今後とも、県消費生活相談センターとの連携協力のもと相談者の問題解決に当たり、被害の未然防止を図ってまいりたいと思います。

住民税特別徴収一斉指定事業につきましては、特別徴収義務のある事業所の協力を得て、5月に納付書を発付したところであります。今回の指定では、2,185事業所に対して住民税の納税通知書を送付し、前年比270の事業所が新たに特別徴収事業所となりました。この一斉指定により、納税者は6月の給料から毎月住民税が天引きされることになり、納税の利便が図られることになりますので、収納率がさらに向上するものと期待しております。

固定資産税につきましては、先月、本年度分の納付書を発付したところです。また、3年ごとに行われる固定資産税の評価替えに向け、適正な評価及び賦課業務を確立するため、本年度は町内60カ所の標準地の鑑定評価と市街化区域内の主要道における路線価方式による評価を実施する予定であり、現在準備を進めているところです。

収納率向上対策事業等につきましては、収納グループを中心に、全庁を挙げての収納体制を強化したところであり、平成30年度の税収納率は4月末現在、対前年比で0.57ポイント増となっております。住民サービスの提供の責務を果たすため、安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには納税者間の公平性を確保するために収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の、「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります!」として、小中学校における教育の充実としまして、第一小学校のプールの老朽化により不便を来してい

ることから、本年度から町民プールを利用して、小学校町民プール利用事業として、天候に 左右されず水泳授業が今月4日から行われております。

次に、学校司書配置事業として、各小中学校の学校図書館機能を十分に発揮するために、 本年、新たに学校司書1名を配置し、円滑な管理運営と利用促進を図っております。

また、指導主事設置事業として、学校教育の充実を図るため、新たな割愛指導主事を迎え、各学校の教育課程、学習指導、学校教育に関する専門的な事項について、教職員への指導助言等を積極的に行っているところです。

6年目となるスクールソーシャルワーカー設置事業については、各学校を活動の場として、 生徒と保護者、さらに先生方を対象に相談や助言活動に当たっており、指導主事、学校教育 相談員、適応指導員、さらに福祉関係機関団体とも協力連携し、きめ細かな対応を行い、児 童生徒が安心して学校生活が送れるように努めております。

土曜授業は、平成26年度から実施しており、今年度で6年目となり、本年度も小学校で年4回、中学校で年2回実施する予定であります。この土曜授業は、子供たちに土曜日などにおける充実した学習機会の提供、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、きめ細かな個に応じた学習のかかわりや積極的な生徒指導が行えるようにし、開かれた学校づくりの推進を目的に行うものであり、各学校において今年度の教育課程の中で計画しておりますので、狙いどおりの効果が図られることを期待しております。

生涯学習機会の拡大、スポーツの振興につきましては、図書館展望室改修事業として、田んぼアートの観覧スペースの拡充のための改修工事を行っており、田んぼアートのコンセプトであります「窓から眺める絵本 ~もう一つの"図書館"~」として充実することで、さらなる町の魅力発信に努めてまいります。

町体育協会の総会が3月末に、生涯学習文化協会の総会が4月26日に開催され、今年度の事業がスタートいたしました。その手始めとして、今月1日と2日には初夏の文化祭のメーンであります展示部門が開催され、さらに、2日には県民スポーツ岩瀬郡大会が開催され、壮年ソフトボール及び家庭バレーボール、いずれも当町のチームが優勝し、9月15日郡山地区で開催される県中地区大会に出場することとなりました。また、このほか外郭団体であります町婦人会を初め、子ども会育成会連絡協議会、NPO法人かがみいしスポーツクラブなどの総会も終了しておりますので、これから本格的に自主的な運営のもと、創意工夫を凝らした事業が展開されるものと期待しているところであります。

次に、町民の健康づくりにつきましては、町民保健と健康づくりの支援について、現在、 がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業実施へ向けた事務作業を進めている ところであり、先月10日と16日には、集団検診として女性がん検診を実施したところです。 また、食の健康につきましては、高齢者食生活改善事業である生き生き幸せ食生活応援団 事業において、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室を行い、さらには 幼稚園、保育所で子供たちへの食育教室にも取り組んでまいります。

3つ目の、「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります!」における高齢者福祉の 充実として、在宅高齢者福祉事業では、第8期高齢者保健福祉計画並びに第7期介護保険事 業計画に基づき、高齢者を初め全ての町民が安心して暮らし、健康で生き生きとした生活を 送ることができるよう、健康の維持増進や介護予防を重視した施策に取り組むとともに、介 護が必要になっても状態を維持改善するための方策とあわせて、在宅で自立した生活を続け ることができるよう、介護保険サービスの推進に努めてまいります。

また、今年度から年々増加している相談業務に対応するため、鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」の職員1名を増員して4名体制とするとともに、4月1日から町保健センターへ事務所を移転し運営しています。

児童福祉の充実として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など総合的な子育て支援の推進に努めるとともに、今年度は第2期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

また、幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が5月10日に成立したことから、10月からの保育料の無償化に向けて事務事業を進めるとともに、岡ノ内幼稚園の認定こども園整備事業の園舎増改築については、2カ年事業として国・県への補助申請事務を進めております。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から事業主体が市町村から都道府県に変更となり、本年度が2年目となります。今年度の国保税の算定につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告などによる所得額が確定したことに伴い、本年度分の国保税税率と税額を先月、国保運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいたところであります。今定例会には、税率改定に係る議案を提出いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

4つ目の、「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります!」としての水田フル活用推進事業については、ことしも経営所得安定対策の営農計画書の受け付けを3月から4月にかけて実施したところ、166名から営農計画書の提出がありました。その対象となる水田面積は約443~クタールで、全水田面積の約42%が経営所得安定対策の対象となっております。昨年と比べると、申請者で9名、52~クタールの減となっております。引き続き、米価の安定と農業所得の向上に向けて、水田フル活用ビジョンに基づく各種取り組みの推進を図ってまいります。

農業の振興として進めている農地再生プロジェクト事業について、かがみいし油田計画に 基づき、昨年搾油した菜種油は、展示圃場・油田計画賛同者の圃場と合わせて387キログラ ムの搾油量がありました。これらは学校給食に利用されたり、かんかんてらすで販売して、 安全安心な菜種油として地産地消に寄与しております。また、搾油前の黄色い菜の花は、耕 作放棄地の解消とともに景観もよく、初夏の鏡石を彩ってくれていました。

観光の振興として、4月13日には町の木「しだれ桜」の推進として、ことしで第6回目となる「"牧場の朝のまち"さくらウォーク」を、かんかんてらすをスタート、ゴールとして実施しました。町内外から約200名が参加し、全長約7キロメートルのコースを満開の桜の中でウオーキングを楽しみました。

また、第16回となるあやめ祭りについては、今月22、23日の2日間、鳥見山公園を会場に開催の準備を進めているところであります。本年も、大人気企画あやめスタンプラリーの実施を予定し、さらに、あやめシーズンとして6月末までに鳥見山公園内のライトアップなどを行い、町花「あやめ」で町内外の方々をお迎えしたいと考えております。

5つ目の、「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります!」として、鏡石駅第1土地区画整理事業につきましては、第1工区の道路等の工事が完了し、第3工区の着工に向け、事業計画変更の事務を進めております。

幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の増額内示がありましたので、今定 例会において、内示額にあわせた補正予算を計上いたしましたので、ご審議の上、議決賜り ますようお願い申し上げます。

次に、水環境の基盤整備である水道事業は、平成30年度末で給水人口1万1,864人、普及率94.6%となっています。平成22年より開始された上水道第5次拡張事業は、昨年度、新浄水場建設工事の発注のための積算業務を委託しましたが、今年度早々、この積算に基づき新浄水場の建設工事入札の公告を行い、5月27日には入札を執行し、工期を令和4年9月30日、契約金額を30億5,100万で受注業者が決定いたしました。これにより本格的に建設工事が進んでまいります。そのほか、本年度の拡張事業計画につきましては、導水管、配水管の布設工事について発注準備を進めています。

次に、下水道の整備の平成30年度末の汚水処理人口の普及率は92.7%、水洗化率は91.7%となりました。公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により、下水道施設の長寿命化対策を計画しており、今年度予定している施設の更新について発注準備を進めております。

適正なごみ処理とリサイクルとしては、老朽化に伴い建設されていた須賀川地方衛生センターの新たなごみ処理施設の落成式が5月13日に挙行され、稼働したところです。新ごみ処理施設の稼働により、循環型社会の形成や地球温暖化防止といった廃棄物処理業務に関するニーズの変化への対応が図られるものと考えております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第51号及び報告第52号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例並びに国保税条例の一部改正で、報告第53号から報告第60号までの専決処分した事件の承認につきましては、一般会計並びに7つの特別会計の年度末事業確定に伴う補正予算であります。

報告第61号及び報告第62号は、一般会計における継続費及び繰越明許費の報告であります。

議案第275号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、 国民健康保険税の本算定に伴う算定額の改正、議案第276号 鏡石町介護保険条例の一部を 改正する条例の制定につきましては、10月以降の消費税引き上げによる低所得者への保険料 軽減強化のための所要の改正を行うものであります。

議案第277号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴う道路、公園の増額補正や風疹追加対策事業補助金の内示による補正予算であります。

議案第278号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第279号 鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、先ほどご説明を申し上げました各条例の一部改正に伴う所要の補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明 申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認を賜りますようお願いを申し 上げます。

◎報告第51号及び報告第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第5、報告第51号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認について及び日程第6、報告第52号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長(長谷川静男君) おはようございます。

ただいま一括上程されました報告第51号並びに報告第52号の専決処分しました事件の承

認につきまして、2件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず初めに、報告第51号の専決処分をした事件の承認につきましてご説明申し上げます。 このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定につい て、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月31日に公布、施行さ れましたことに伴う一部改正であり、専決第33号として、地方自治法第179条第1項の規定 により、平成31年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを 報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正につきましては、1、ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の改正、2、住宅ローン控除の拡充に伴う個人住民税からの控除措置、3、子供の貧困対策に対応した単身児童扶養者の個人町民税の非課税措置、4、軽自動車税のグリーン化特例の見直しに伴う適用車種の限定、5、固定資産税の負担軽減措置及び課税標準額の割合の改正等、6、これらの改正に係る施行時期及び経過措置などのための附則等の改正でございます。

2ページをお願いいたします。

第1条は、現行の町税条例を改正するものでございまして、第34条の7につきましては、 ふるさと納税制度の見直しにより、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、返礼品 の返礼割合を3割以下にすることや地場産品にすることなど、基準に適用する都道府県や市 町村等を寄附金の特例控除の対象として指定し、その特例控除の措置対象となる寄附金を特 例控除対象寄附金とすることとする法改正に伴い、字句、条項の改正を行うものです。

附則第7条の3の2第1項につきましては、個人住民税における住宅ローン控除について、 消費税10%が適用される住宅等を取得した場合の控除期間の拡充措置を主に講じたことによ る字句、条項等の改正であります。

附則第7条の4及び附則第9条、附則第9条の2につきましては、ふるさと納税制度の見直しに係る法改正に伴う字句、条項の改正を行うものです。

附則第10条の2第1項につきましては、法律で定める設備に対する条例で課税割合を定めるもので、法改正にあわせ、字句及び条項の改正を行うものでございます。

2ページ下段から3ページの附則第10条の3につきましては、高規格堤防整備事業の区域 内における家屋の所有者が建てかえを行う場合における固定資産税の減額措置が項に創設さ れたことによる条項の改正及び申告すべき内容を規定するものでございます。

3ページの附則第16条第1項及び附則第16条第5項、4ページの附則第16条第6項、附則第16条第7項及び附則第16条の2第1項につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例におけるグリーン化特例の法改正に伴う改正で、第1条では、登録後13年を経過した軽

自動車の重課税分と、燃費性能等に応じた軽課税分について、年度を限って整備するものです。

4ページ中段の附則第22条第3項につきましては、東日本大震災に係る被災住宅用地に対する固定資産税の特例について、法改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

第2条につきましても、現行の条例改正をするものでございまして、第36条の2及び5ページ中段の第36条の4につきましては、町民税申告書において、給与所得者における申告書記載事項の一部が省略できるという条項が追加されましたことから、条項の改正及び字句の整備を行うものでございます。

戻りまして、4ページ下段の第36条の3の2及び5ページの第36条の3の3につきましては、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認された上で、児童扶養手当の支給を受けている人を単身児童扶養者と定め、扶養親族等申告書への記載事項が追加されましたことから、字句の改正、追加を行うものでございます。

5ページから6ページにかけての附則第15条の2及び附則第15条の2の2、附則第15条の6につきましては、軽自動車取得税が廃止され、軽自動車税の環境性能割が導入されますが、消費税の引き上げに伴う措置として、平成31年10月1日から1年間に限り、取得した軽自動車の税率を1%軽減し、電気自動車等及び燃費基準達成車は非課税、その他は1%の税率とする法改正に伴う改正でございます。

次の附則第16条及び7ページから8ページの附則第16条の2につきましては、軽自動車の種別割における軽自動車のグリーン化特例について、第2条で年度を限った重課税分の規定を新たに整備するとともに、平成32年度及び平成33年度分に限った軽課税分及び賦課徴収の規定を新設する法改正にあわせ改正するものでございます。

8ページの第3条につきましても、現行の町税条例を改正するものでございまして、第24 条につきましては、個人町民税の非課税の範囲として、単身児童扶養者で所得が135万円以 下の人が、法改正で非課税措置の対象へ追加されましたことから改正するものでございます。

附則第16条及び次の附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割における軽自動車のグリーン化特例について、改正の第3条では、平成34年度分及び平成35年度分の軽課税分の対象を電気自動車のみとするもの、加えて、賦課徴収の特例が法整備されましたことから改正するものでございます。

8ページ下段から、改正の第4条でございます。

改正の第4条は、平成28年制定の鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を法改正にあ わせ改正するものでございまして、第1条の2につきましては、法改正により、軽自動車の 種別に「専ら雪上を走行するもの」が追加されましたことから、字句の改正を行うものでご ざいます。 9ページ下段からは、改正の第5条でございます。

改正の第5条につきましては、平成30年制定の鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を法改正にあわせ改正するものでございまして、第1条につきましては、大法人が電子申告を行う際の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障や災害等により提出が困難と認められる場合の措置等が法に規定されましたことから、所要の規定の整備を行うものでございます。10ページでございますが、附則第1条及び附則第2条につきましては、法改正に伴う条項の整備を行うものです。

10ページ下段からは、附則でございます。

第1条につきましては、施行期日を定めるものでございます。

11ページの第2条から12ページの第4条につきましては、町民税の経過措置、第5条につきましては、固定資産税に関する経過措置、第6条から13ページの第8条につきましては、軽自動車税に関する経過措置となっております。

以上、報告第51号につきまして、提案理由の説明を申し上げました。

14ページをお願いいたします。

次に、報告第52号の専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされたことに伴う改正であり、専決第34号として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の主な改正につきましては、国民健康保険税における基礎課税限度額の引き上げ及び 減額措置に係る軽減判定所得基準の見直しでございます。

15ページをお願いいたします。

第2条第2項ただし書き中、国民健康保険税における基礎課税限度額を、現行の58万円から61万円に改めるものであります。これにより、後期高齢者支援金等課税限度額19万円と介護納付金課税限度額16万円を合わせた国保税の課税限度額につきましては、現行の93万円から96万円に引き上げられることになります。

次に、第23条につきましては、国保税の減額措置に関する規定であり、各軽減世帯に係る 基礎課税限度額を、現行の58万円から61万円に引き上げ、さらに、減額措置に係る軽減判 定所得算定に関する規定として、第2号の5割軽減世帯に係る1人当たりの所得加算額27万 5,000円を28万円に、2割軽減世帯に係る1人当たりの所得加算額50万円を51万円に改める ことで、軽減対象範囲を拡大するものであります。

附則につきましては、第1条では、施行期日を平成31年4月1日から施行するものと規定

し、第2条においては、改正後の条例の適用について、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものであります。

以上、一括上程されました報告第51号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定並び に報告第52号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案 理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上 げます。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第51号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第51号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

次に、報告第52号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件 の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第52号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。 ◎報告第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第7、報告第53号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長(小貫忠男君) おはようございます。

議案書17ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第53号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の ご説明を申し上げます。

本件は、平成30年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)といたしまして、平成31年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

18ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります平成30年度予算の整理をしたものであります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,572万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,939万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正につきましては、本議案書に記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきたいと思います。

26ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- **○副町長(小貫忠男君)** 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご 承認賜りますようお願いを申し上げます。
- ○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第53号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

◎報告第54号及び報告第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第8、報告第54号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補 正予算(第4号)の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第55号 平成30 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分した事件の承認について の報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長(長谷川静男君) それでは、ただいま一括上程されました報告第54号及び報告第55号の専決処分しました事件の承認についての2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、報告第54号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、 専決第36号といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付 で専決処分したので、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

次の74ページをお願いいたします。

このたびの平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、年度末の事業確定による精算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,913万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,695万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、80ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長(長谷川静男君) 続きまして、次に93ページをお願いいたします。

報告第55号の専決処分でございますが、本件につきましては、平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、専決第37号として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分したので、別紙のとおり報告するものでございます。

次の94ページをお願いいたします。

このたびの平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、 年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億570万円とするものであり ます。

詳細につきましては、100ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- ○税務町民課長(長谷川静男君) 以上、一括上程されました報告第54号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)及び報告第55号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
- ○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第54号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専 決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第54号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

次に、報告第55号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専 決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第55号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

◎報告第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 次に、日程第10、報告第56号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計 補正予算(第4号)の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長(関根邦夫君) ただいま上程されました報告第56号 専決処分した事件の 承認について、提案理由をご説明申し上げます。

105ページをお願いします。

専決第38号としまして、平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分したものであります。

106ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ988万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億523万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

- **〇福祉こども課長(関根邦夫君)** 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第56号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第56号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

◎報告第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第11、報告第57号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補 正予算(第2号)の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、橋本喜宏君。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長(橋本喜宏君) ただいま上程されました報告第57号 専決処分した事件の承認に つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

125ページをお願いします。

報告第57号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、 専決第39号として、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を しましたので、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

次に、126ページをお願いします。

このたびの平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、 年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,751万6,000円とするものであ ります。

詳細につきましては、132ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- O産業課長(橋本喜宏君) 以上、上程されました報告第57号 鏡石町工業団地事業特別会計 補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第57号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第57号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

ここで昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

〇議長(渡辺定己君) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(渡辺定己君) 日程第12、報告第58号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分した事件の承認についての件を議題といたし

ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

〇都市建設課長(菊地勝弘君) ただいま上程されました報告第58号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

137ページをお願いします。

本件は、平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第40号として平成31年3月31日付で専決処分したものであります。

議案書138ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、年度末に事業が確定したことにより、平成30年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ886万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,113万2,000円とするものです。内容につきましては、144ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- **〇都市建設課長(菊地勝弘君)** 以上、報告第58号につきまして提案理由をご説明申し上げま した。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第58号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第58号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

◎報告第59号及び報告第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第13、報告第59号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分した事件の承認について及び日程第14、報告第60号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

[上下水道課長 吉田竹雄君 登壇]

〇上下水道課長(吉田竹雄君) ただいま一括上程されました報告第59号 専決処分した事件 の承認について、専決第41号専決処分書、平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正 予算(第5号)から報告第60号 専決処分した事件の承認について、専決第42号専決処分 書、平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)までの2会計の専決処 分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

専決第41号、専決第42号の専決処分書は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、 平成31年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を 求めるものであります。

初めに、専決第41号専決処分書、平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号) でございます。

150ページでございます。

このたびの補正につきましては、平成30年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,885万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,070万円とするものでございます。

内容につきましては、156ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

〇上下水道課長(吉田竹雄君) 次に、専決第42号専決処分書、平成30年度鏡石町農業集落

排水事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

164ページでございます。

このたびの補正につきましては、平成30年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするものです。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,700万円とするものでございます。

内容につきまして、170ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

- **〇上下水道課長(吉田竹雄君)** 以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由の ご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げま す。
- ○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第59号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第59号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

次に、報告第60号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第60号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま した。

◎報告第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第15、報告第61号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長(小貫秀明君) ただいま上程されました報告第61号 鏡石町一般会計継続費繰越 計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の175ページをお願いいたします。

本件につきましては、農業振興整備計画見直し事業費に係るものであり、見直し作業に日数を要するため、平成31年3月定例議会におきまして、平成30年度一般会計当初予算で、同事業の平成30年度から平成31年度までの継続費設定について議決をいただきました。今回、平成30年度の事業費確定によりまして、55万6,200円を翌年度逓次繰越額として繰り越ししたものであり、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、繰越計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

176、177ページをお願いいたします。

平成30年度鏡石町一般会計継続費繰越計算書。

1 款農林水産費、1 項農業費、事業名、農業振興整備計画総合見直し事業、継続費の総額 1,210万円、予算計上額540万、支出済額484万3,800円、残額55万6,200円、翌年度繰越額55 万6,200円、財源内訳といたしまして、全額一般財源でございます。

以上、報告第61号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご 承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第61号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第61号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件は承認すること に決しました。

◎報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第16、報告第62号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長(小貫秀明君) ただいま上程されました報告第62号 鏡石町一般会計繰越明許費 繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の179ページをお開きください。

本件につきまして、平成30年3月議会定例会におきまして、平成30年度一般会計補正予算(第5号)で議決をいただきました繰越明許費2件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

次に、180、181ページをお開きください。

平成30年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路雨水対策事業、金額866万4,000円、翌年度繰越額418万7,000円、財源内訳といたしまして、地方債310万、一般財源108万7,000円でございます。

次に、同じく事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額1億3,281万4,000円、翌年度 繰越額1億3,281万4,000円、財源内訳といたしまして、国庫支出金7,304万9,000円、地方 債5,380万、一般財源596万5,000円となっております。

合計いたしまして、金額1億4,147万8,000円、翌年度繰越額1億3,700万1,000円、財源

内訳といたしまして、国庫支出金7,304万9,000円、地方債5,690万円、一般財源が705万2,000円でございます。

以上、報告第62号につきましてご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第62号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。 お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第62号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認する ことに決しました。

◎請願・陳情について

○議長(渡辺定己君) 日程第17、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第24号及び陳情第27号から陳情第33号の8件は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(渡辺定己君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時21分

第 2 号

令和元年第16回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程(第2号)

令和元年6月11日(火)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 小林政次君 3番 橋本喜一君

4番 古川文雄君 5番 菊地 洋君

6番 長田守弘君 7番 畑 幸一君

9番 大河原 正 雄 君 10番 今 泉 文 克 君

11番 木原秀男君 12番 渡辺定己君

欠席議員(1名)

8番 井土川 好 髙 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 町 長 遠藤栄作君 小 貫 忠 男 君 教 育 長 総務課長 渡 部 修 君 小 貫 秀 明 君 __ 福祉こども 税務町民課長 長谷川 静 男 君 関 根 邦 夫 君 長 産業課長 健康環境課長 角田 信 洋 君 本 喜 宏 君 橋 上下水道課長 都市建設課長 竹 雄 君 菊 地 弘 君 吉 田 勝 会計管理者兼 室 長 教育課長 根 本 博 君 倉 田 知 典 君 農業委員会事務局長 農業委員会会長 栁 沼 和吉 君 菊 地 榮 助 君 選 挙 管 理委員会委員長 大河原 八 郎 君

事務局職員出席者

議会事務局 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(渡辺定己君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、8番、井土川好髙君の1名です。 本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長(渡辺定己君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

O議長(渡辺定己君) 初めに、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

〇10番(今泉文克君) おはようございます。

10番、今泉でございます。

令和元年初議会、6月定例議会及び我々鏡石町議会議員11名の任期最後の一般質問に当たり、トップバッターを務めさせていただきます。

我々議員任期最終本会議でありますが、一般質問者が2名と少なく、寂しい一般質問になったのかなというふうに思っております。また、町議員1名欠員の11名の中で、8番、井土川議員が転倒で入院されたり、渡辺議長も昨年8月から今日までまだ長期入院が続くなど、心配の多い中、お二人の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、5月11日の第一小学校の運動会においては、つむじ風が発生しまして、14名の負傷者が発生する事故が起きました。テレビ、新聞などのニュースで全国に報道されました。他人ごと、あるいはほかの地域のことと思っていたことが、我が鏡石町で起こり、驚くとともに自然災害への注意を強く感じたところであります。

それでは、通告いたしました一般質問に入らせていただきます。

平成6年、計画されました185ヘクタールという駅東区画整理事業になります。

平成11年6月には、第一土地区画整理事業として56.3~クタールの買収が開始されました。当初計画から26年目の今日、あの駅東はやっと姿をあらわしてきたところでございます。

総合的に考えると、185へクタールといえ、今の図書館、田んぼアートから全部含めた、そして新たな浄水所建設地まで含めた、あるいは牧場通りまでの広大な敷地を、あの駅東開発という区画整理というのは計画されました。56.3へクタールばかりの話になりまして、往々に56へクタールくらいかというふうに想像しますが、現実には185へクタールの計画があそこで育っているわけでございます。その進捗状況はまだ30%程度なのかなというふうに思われます。今、それらの進捗、それからどんなふうに歩んでいるのか心配しているところでございます。

昨日の町長の説明の中にも、第3工区56へクタールの中の一部に保健センターなるものが 設置されるということがお話がありました。関係施設の分散、老朽化された施設、これの機 能更新、あるいは住民サービス、利便性の向上、保健福祉機能の集約を目的とした仮称でご ざいますが、保健センターとなる、多くの町民が健康、福祉、介護等での心配を解消するた めの施策としてあらわれてきております。

これらの位置づけについて、保健センターとぽんと出てきておりますが、どんなふうな内容に計画がされているのかを、まず初めにお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〇町長(遠藤栄作君) おはようございます。

まず、大事な部分でございます駅東の動き、こういったものについてちょっと申し上げさせていただきます。

そういう中で、本事業計画につきましては、平成12年9月に区画整理計画の認可がされま した。これは56ヘクタールであります。それから、20年が経過をしているということであ ります。

もう一つは、今、議員さんが言われたように、大規模開発という当初ございました。当初は平成元年、特にうちは最後のころだったと思います。それからしますと30年という、そういう長きにわたる経過をしてきてしまったということであります。そういう中で、事業がおくれた、今来た要因ということをちょっと申し上げますと、いわゆる平成15年に着工、第1工区について着工したということであります。これはそういった矢先に国の三位一体改革によりまして地方交付税が大きく減額されて、投資的経費の削減を余儀なくされたということであります。

そういう中で、平成21年度におきまして、この事業計画の見直しをしたという、その中身については、いわゆる事業を、56ヘクタールの事業費を67億7,000万から41億2,000万まで 圧縮を図って、そして再度、着手するということになったわけであります。ここは、議員さんもおわかりのとおりだと思います。これが以上が、私が町長に就任する前の出来事であり ます。私が町長就任後、平成23年、22年の6月からでありますけれども、9カ月後にはご 承知のとおり、平成23年の東日本大震災がありまして、復旧復興を優先するということであ りました。

そういう中で、平成21年度に事業費の見直し計画というのが事業圧縮によってどうなったかというと、大区画になってしまったということであります。それでの調整計画であったということであります。そうしますと、当然、配分も地権者が自分の土地にさらに区画道路をつくらなければならないところもあったと。また、もう一つは、現在、一部でありますけれども、その区画道路が、区画道路は普通6メーターなんですが、4メーターのところもございます。

そういったこともございまして、このままこの事業を継続することになれば、良好な区画整理事業とはならないと、そういうようなことで、現在のような造成計画に再度改めました。そういった改めて本格的に平成26年度からこの第1工区、約10へクタールの本格的な着工を開始しました。そして、昨年度、ほぼ完成に至ったということです。そういう中で、本年の5月31日現在でありますけれども、この第1工区内には、住民登録の関係でありますけれども、72世帯、そして196名が住民登録をされているということです。そして、そのうち町外からの転入者、29世帯、80名と、そういった状況になっているということであります。

そういう中で、本年度からはご承知のように、第3工区、12.7へクタールについて、地権者の同意も得られたことから工事着工に向けまして、関係事務を今進めているという、そういう中で、この30年間の中、やっと26年度から始まって第1工区がほぼ終わって、第3工区にいくと、そういったことで今進んでいるというをまず申し上げたいと思います。

あと、仮称健康福祉センター、これについては担当課のほうでちょっと細かく説明をさせていただきます。

以上です。

- 〇議長(渡辺定己君) 総務課長、小貫秀明君。
- ○総務課長(小貫秀明君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

仮称であります健康福祉センターの計画についてでございますけれども、駅東側の総合的な施設を整備するために、分散化や老朽化した町の公共公益施設の機能更新、住民サービスの利便性向上、保健・福祉機能の集約化を図るための施設整備を検討しておりまして、駅東第一土地区画整理事業地内を検討しているということでございます。

現在、駅東第一土地区画整理事業の進捗状況に合わせまして、関係各課と協議を進めておりまして、今年度は、具体的な導入機能や財源等の調査研究を進めながら、基本計画を策定することとしております。

なお、具体的な機能につきましては、子育て支援、障害者支援、高齢者支援と保健機能、

中身としましては保健センターということでございますけれども、を備えた総合的な保健・ 福祉施設、また、分散化しております行政等機能、いわゆる社会福祉協議会、地域包括支援 センター、ボランティアセンター等でございますけれども、その集約、防災機能としては、 福祉避難所や備蓄機能等を備えた施設を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

- ○10番(今泉文克君) この保健福祉センターのほうでございますが、きのうの説明によりますと、ただいま庁内では各課協議中だということでございますが、昨日の説明では、計画策定委員会の設置準備という文言が出てきております。そして、その後、計画策定業務委託を進めるというふうに記載されておりました。これらのタイムスケジュール、それはどんなふうになっているのか。いつごろまでにこういうふうなものをまず準備して、そして業務委託に入っていくのか。それから今度は、建設とかそういうものに入るための財源の確保、そういうものまで伴ってくるだろうというふうにも思われます。そして、最終的に目的にするのは、町民の供用開始、これはいつごろまでに進めていくのか。そのようなやっぱりやつがちょっと見えてこないと、まずそういういろんな内容、財源、それから町民に対するサービス開始というものを改めてどんなふうなタイムスケジュールで流れるのか、お伺いいたします。
- O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

○福祉こども課長(関根邦夫君) ただいまの再質問にご答弁申し上げます。

策定委員会等のスケジュール等につきましては、これからでございますが、本年度中に基本計画の策定を実施したいというふうに考えております。その中で、今ほどありましたとおり、財源の問題、あるいは今後も供用開始のスケジュール等を基本計画の中で定めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

福祉こども課長。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番(今泉文克君) ことしは準備というふうなことで、策定委員会とかいろいろあると思うんですが、これはほかの先進地の内容もいろいろ調査はされていると思いますが、しっかりとした、この高齢化に進む中、そして健康な町づくりのためにも、皆さんで知恵を出し合って進めていただきたいというふうに感じるわけでございます。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

この駅東の56.3~クタールの中には、準工業用地としまして26~クタールの地区があります。これらが全然感じられないが、この20年間、早い話が塩漬けされておりますよね。塩漬け状態で20年あるとかなり塩分も含んだために、企業なんかもしょっぱくてなかなか手出しにくいのかもしれないのですが、それにしてもこの進出企業の話が全然聞かれません。ここについては以前も企業誘致を図るべきと提案しましたが、企業誘致の活動の努力は町としてどんなふうにやってきたのか、ほとんど聞かれない状態でございます。

こちらは早いうちにやっぱり解決しないと、大変な問題が後ろに控えていると思いますが、 それらのその後の状況が今、準工の利用についてはどんなふうに進んでいるのかお伺いいた します。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〇町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

まず、この駅東の準工地域の用途、26へクタール、これについては、ご承知のように、 21年に事業計画を変更しまして、以前は住宅用地だったと、これを事業圧縮ということの中 でこの準工が21年度の中で生まれたということであります。

そういう中で、この用途変更後、今26へクタールの準工地区については、進出企業の要望に応じた、いわゆるオーダーメード方式での対応としての企業誘致を進めてきたということでありますけれども、ご承知のように、当然、誘致には至っていない状況だということです。この4、5工区を具体的に進めるに当たって、課題等ちょっとこれを4点ほど申し上げますと、1つは、やはり何といっても健全な財政運営のもと進める必要があるというのが1つです。

2つ目は、第3工区の進捗状況との兼ね合いもあるということです。 3工区の進みぐあいによりまして、4、5工区にもよい影響、刺激、そういったなることも考えられるというふうなので、この2つ目。

そして、3つ目です。3つ目は、造成の排水、いわゆる調整池、これをどうするかという ことであります。

そして、4つ目、町が先行して取得した用地、ほぼ4、5工区に大変多いと、6へクタールというのはということであります。これをどのように生かすかというのが課題だということです。これらの課題等を解決するために、1つには財政事情であります。これは南部工業団地造成に係る、いわゆる郡山土地開発公社、これをまだ借金が当時残っておりました、3年、4年前。これを3年前に一括返済、繰上償還を行ったということが1つであります。ここで借金がない、そしてさらに状態になった。さらに、今、南部工業団地からは借地代、約4,400万円弱ぐらいが入っているという、さらにまた入っております。こういったものをこ

れから活用ができる状態になったということです。

そして、この2つ目、郡山土地開発公社の存続であります。これについては、現市長については、解散の意向だったんですね。そういったものをこの会議の中で私は、あるものを解散する必要はないというふうに訴えてまいりました。現在は存続をしていると。ですから、いつでもお金は借りる状態になっているという、そういう状況であります。

3つ目、これは排水処理、いわゆる調整池です。今回、前にもご説明したかと思いますけれども、第3工区内の中に調整池をつくると。そういう中で、この3工区ばかりじゃなくて、4、5工区の中で、東西に走っている羽鳥用水、北側でありますけれども、約11.4~クタール、この分の排水計画をしているということです。ですから、3工区の竣工と合わせまして、いつでもこの11.4~クタールについては、開発が同時に可能になるという状況になる。そしてもう一つは、最後でありますけれども、町が先行取得した用地、これを1カ所にまとめることが、この次の企業誘致にも備えることができるという状況が整うということでありますので、いわゆる3工区も進め、1工区の中の、今までの流れの中で、こういったことも含めて、その3、4工区の手当てを考えているということでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

〇10番(今泉文克君) 改めて細かくちょっと伺い、あるいは提案も申し上げさせていただきたいと思います。

なぜ、この質問をうるさく言うかといいますと、この工場誘致にかかわる工業団地予算が今年も383万9,000円予算化されております。しかし、新たな駅東の工場誘致のための活動というのが全然数字出ておりません。活動旅費が17万6,000円しか計上されておりません。これは、東京に二、三回出たらなくなるくらいしかなくなっちゃうんですが、そのくらいで工場が決まればいいですが、そんな簡単にはいかないと思います。

ですから、やっぱりこういうふうな、まず予算的にも最初からとっていなかったということは大きい原因だろうというふうにも思います。

それから、ここの担当は、現在、田んぼアートや、かんかんてらすや、油田計画で大変忙しくなって、日夜田植えやったせいもあるんでしょうけれども、真っ黒になって仕事を担当課はしております。そうしますと、なかなか企業誘致業務に取り組む時間がありません。私は、新たに企業誘致専門の増員を図り、売却するやっぱり施策をとる努力をすべきであろうと思いますが、この人事については町長のお考えでございますので、よく考えて進めるべきだろうというふうに私は思うところであります。

また、もう一点は、このように塩漬けしてずっと何年置くのか、今後わかりません。これは町の場合はそのままでしょうけれども、一般の笠石地区の地権者の税負担、大変なものがあります。

それから、町もただではいかなくて、管理費が毎年負担かかっております。その解消策として以前にも申し上げましたが、現状のままで、誘致、進出する企業に無償で貸与、それは地代がかかるだろうということになりますが、数億かかるかもしれません、無償で与えるとなると。しかし、その企業が進出してくれて、法人税が入り、あるいは工場の固定資産税が入り、それから町が活性化されて、町の管理費が節約になって、そこで社員が雇用されて、定住化があそこの住宅団地に並んで進む。町長もご存じのように、杉林は昔、清水食品をつくってあそこの団地でもって働く方がその周りに住むというふうに前に申し上げましたが、そういうふうな一つの方向をつくったわけでございます。

こちらは特に新年度の予算では、新たに町外勤労者交通費補助を30万まで計上しながら、 町に住んでもらおうというふうな、来てかがみいし事業というものが計画されました。そう いうことを考えますと、非常に、まず地代は損しても、その分ほかの部分でフォローできる ものが後になって大きく実ってくるんじゃないかというふうにも思われます。

こういうふうなことをやれば、全国でもニュースソースとしてかなり報道されたりしますから、つむじ風が第一小学校じゃなくて工業団地に起きて、鏡石の町の宣伝にもなるんじゃないかというふうにも感じられます。執行は、ただいま申し上げた点をどのように解釈されるか、お尋ねいたします。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 町長。

〇町長(遠藤栄作君) 答弁申し上げます。

今、議員さんが言われたとおりであります。駅東について、ご承知のように1カ所にまとまっている土地、いわゆる町の土地はございません。今、4、5工区には約6.何ぼかということで、町の土地がばらばらになっていると。そういう中で、この6ヘクタールの面積をどこかにまとめたいと、そうすることによって今言われたようなことも可能であるし、何とか可能になってくるということであります。今、そういったことで土地区画をまとめようというのが一つ。

あと、3工区とあわせて、いわゆる水路から北側、これについて何とか、いつでも開発できるようにならないかということで今手当てをしているということでありますので、この3工区の工事とあわせて同時に考えていきたい。できる限りそういった方向づけにしていきたいということを今努めております。

今、我が町で、例えば、先週、ニプロさんがうちのほうに挨拶にちょうど来ました。震災

前、多分、200、300弱だったはずです。今、700名超しています。まず、企業立地補助金による雇用、これも100人以上生まれているということであります。そういう中で、我が町においては、そういうことで企業、町では直接お金は払っておりませんけれども、そういった企業が、いわゆる雇用が生まれているということも含めて、1つの団地が生まれたようなものでありますので、そういったことも含めていると、全体の企業も育てながら図っていきたいと、そういったことに対応できるような3工区の用地にも確保していきたいということでありますので、これからもご理解をいただきながら議員の皆さんと一緒にやっていければなというふうに思っております。

以上であります。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

〇10番(今泉文克君) それでは、3番目に入らせていただきます。

ただいま既存の1工区、3工区、それから4、5工区ですか、これらについてはお話ありましたが、ただそのほかの部分については、結局、住宅用地として計画されていると思います。それらの土地は、全部あとは住宅として考えておられるのか。

住宅として考えた場合、当初、740戸、2,450人、その後、820戸、2,700人、そして準工 用地変更で減っていっていると思います。今回は、現在、最終的にこの残りの住宅地には戸 数、あるいは人口というのはどの程度まで住んでいただくような予定というのがあるんだろ うというふうに思うんですが、その数字は全然近年出ておりませんので、それらについても わかりましたらば、お伺いいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(菊地勝弘君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第一土地区画整理事業は、5つの工区に分割しまして整備を進めているところで ございます。

第1工区から第3工区までの約32.4~クタールは、主として住居系の用途地域に、第4 工区及び第5工区の約23.9~クタールは、主として工業系の用途に定めております。

事業計画に定める計画人口は、全体で1,650人を想定しており、町の一世帯当たりの平均人口が、現在、約2.7人であることから、全体で約600戸程度と計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番(今泉文克君) これは二小の子供たちとの兼ね合いもありますから、やっぱりあそ

こにつくるということは第二小学校の通学区域ということで、二小の独立運営上もやっぱり 大事なポイントになっていますので、極力、担当課のほうでも努力していただくことを願う ものであります。

それでは、第5次計画の大きい2番に入らせていただきます。

この件は、平成27年度の春ですが、突如ぽんと出てきた計画でございます。第5次計画の発表の際に、農業地域に急に発表された高久田地区計画なるもので、155へクタールという大規模な住宅団地計画があらわれ、この155へクタールの開発は道路計画、上下水道計画、子供たちの学校の通学、居住者の町中央部へ対する利便性、全てに問題が発生する計画であるというふうに思うのは私だけでしょうか。

また、これらのエリアは、現在、高久田で進行中の農用地の圃場整備地域内、あるいは今年度実施予定のふくしま森林再生事業20~クタール、4,784万7,000円、これらと重なったり、それらの土地利用の問題解決がないがまま進んでおります。

また、鏡石町の町づくりの観点から、155へクタールは、平場の155へクタールでなくて、 丘陵地帯、造成にはかなりの土量のあれがかかってきます。そうなりますと、町負担は莫大 であり、50億くらいなんていう、駅東の50町歩の56へクタールの開発の問題でなくて、下 手すると何倍にもなってしまうというふうに思います。

これらの高久田地区計画、ここの155へクタールの住宅団地計画というものは、計画から 除外すべきと思いますが、私は町のほうにお伺いいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第5次総合計画は、東日本大震災からの復興計画としまして、平成24年度から10カ年計画としまして作成されておりますけれども、平成24年度から平成28年度までの5カ年計画を前期計画として定めまして、その中で、地区計画指定区域における誘導事業といたしまして「高久田地区計画内における計画的なまちづくりの推進」と表記しております。

そして、平成28年度に5カ年の後期基本計画が策定されまして、その同じ事業につきましては、名称を「鏡田・高久田地区計画内における計画的なまちづくりの推進」と表記を直しております。

これにつきましては、市街化区域内の鏡田・高久田地区の地区計画の推進を示したものでございまして、前期計画と後期計画は同じ計画の内容となっております。

なお、平成25年3月に改定されました国土利用計画におきましては、高久田地区計画について表記しておりますけれども、開発構想としての位置づけとしております。あくまでも開発構想ということで位置づけをしているということでご理解をいただきたいと思います。

これは、隣接する須賀川市の開発構想などがあることから、平成11年度に自然環境と融合 した総合的かつ計画的な土地利用調整を示したものとなっております。

ですから、あくまでも開発構想でございまして、事業費や面積等、具体的に示した計画とはなっておりません。

今後は、社会情勢など変化に対応すべく、将来にわたって限られた資源の適切な土地利用 を計画的に推進するという必要があると現時点では考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番(今泉文克君) ただいまの総務課長の答弁では、高久田地区計画が当たり前のようなお話になっています。しかし、鏡田・高久田地区計画というのは、私が申すまでもなく、旧4号国道と新国道の三角エリアを中心とした地区の開発を指すものであって、私もずっと町が発行している都市計画マスタープランやら、あるいはたくさんの資料をずっと読み開いてきました。しかし、この高久田地区計画が出たときに、何でこういうのがあるんだと町のほうにお伺いしましたらば、鏡田・高久田地区の土地計画の一環でここも含まれておりますというふうな説明だったです。

だから、それならば入るなと思ったんです。だけれども、どのやつを見ても、全然、高久田のあのエリアに住宅計画の県中地区都市計画の、町が出しているこれにもそれらは、これはもちろん載らないでしょうけれども、全然、その高久田のあそこの丘陵地帯に住宅をつくるという話はありません。須賀川との連携もあるというふうなお話ですが、それは118号線沿線沿いの話であって、全然どこにもあの東鹿島地区を住宅団地として、それも155へクタールという面積を決定して、このように地区計画の審議があったんですか、町の中で。全然あったというふうには聞いておりません。

また、我々議会にも、この開発計画の説明も一回もございません。先輩諸議員に伺っても、こういうふうな地区計画は承認したこともないと。こういうふうに町づくり計画にないのに、ないない尽くしの案件があたかも以前に決定していた中身の一部だというふうな説明、あるいは報告を我々議会に執行はしているわけでございます。

全く私らは議員として、これ155~クタール、今の56.3~クタールで苦労して、なおかつその周辺に残り、大変な開発計画があり、それなのに、このように議会の中に説明がぽんと飛んだ中で決定していますよというふうなことだから、なお議員の大多数はまだ2期目の方々が多いわけですから、それは決まっているならそれをやるべきだというふうに解釈もされているのかと思うんですが、このようにぽんと出てくること自体が議会としては見過ごしていることもできないだろうというふうに思うわけでございます。

改めて、本計画は削除すべきと思いますが、私は議員の一人としてこれを申し上げまして、 執行の考えを改めて伺うところであります。町長がお持ちの書類も私の持っている書類と同 じであればいいんですが、それはまた特別な書類なのかもしれないですが、大体同じものが 出ているんだろうというふうに解釈はしていますが、どうかご検討されることを改めてお伺 いいたします。

- O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 町長。
- 〇町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

総務課長が今、先ほど答弁したように、高久田地区という名称の使い分けが議員さんも言われているとおり、鏡田・高久田地区の地区計画というのはご理解しているし、我々もそういうふうな理解をしていると。以前も多分議員さん質問された中で、我々も勘違いしている部分あったのは、この高久田地区ということを使っておったんで、我々は当然、この高久田地区の地区計画という、そういう意においては、都市計画における地区計画ということですから、いわゆる鏡田・高久田地区の地区計画を地区計画というふうに我々も理解をしています。

このいわゆる118号線の高久田地区では、多分、議員さんも手元にあるように、平成12年 3月に鏡石町高久田地区土地利用調整計画ということでの報告書、多分これにあるんだと思 います。これは、いわゆる国土利用計画、そういったものの中での位置づけをされたという ふうに、私も当時、職員の中では認識をしていたんです。

ですから、ここでしっかりと我々も理解していきたいのは、いわゆる118号は、この第5次の総合計画に示されているものではない、土地利用計画、土地利用構想、そういった中に 漠然としてあるということが一つ。

この高久田、いわゆる地区計画という、都市計画上の地区計画はあくまでも鏡田・高久田 地区だということで、私たちも理解しているし、議員さんも理解していると、そういうこと で、理解を改めて確認をしていきたいと思います。

以上であります。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

〇10番(今泉文克君) なかなか、ここ、かみ合わない部分があるようでございますね。それが記載されている文書があるんであれば、私ども議員にも、こういうことで決まっていますよと説明をしっかりとするためにも、配付するなりしていただければというふうに願うところであります。

町民のための政策ですから、これしっかりと長期的なこともあるかと思うんですが、進め

ていただければというふうに思います。

それでは、2番目の安定的な財政確保にお尋ねいたします。

町予算というのは、先ほど町長言われたように交付税の減額があって、三位一体の改革から大幅に減少しておったところが、東日本大震災によってそれが2倍にも、あるいは3倍近くまで膨れ上がり、それが今日も復興予算なんかで順調に金が流れてくるというふうな状況の中で町づくりがされており、それらが我が鏡石町をどんなふうにするか左右すると思います。

しかし、町税をずっと見てみると、毎年のことながら多額の町税不納欠損というものが発生しております。単年度で見ますと、その年次によって違うようでございますが、遠藤町長はこの解消に向けて努力されてきたというふうにも思いますが、この9年間の年次別不納欠損額や件数はどんなふうに推移してこられたのかお伺いいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長(長谷川静男君) それでは、10番議員の2、安定的な財政確保についての (1)のご質問にご答弁申し上げます。

町税につきましては、地方税法に基づき、毎年度、不納欠損処分を行っております。ご質問のありました平成22年度から9年間の普通税と国保税を合わせました不納欠損額の件数及び額を年度ごとに申し上げます。

なお、件数につきましては、期別ごとの件数となっておりますので、よろしくお願いいた します。

平成22年度、1,850件、金額が4,293万7,813円、平成23年度、1,807件、4,101万5,161円、平成24年度、1,585件、3,291万3,894円、平成25年度、1,351件、2,318万1,083円、平成26年度、1,216件、2,062万6,471円、平成27年度、767件、1,290万7,040円、平成28年度、1,147件、2,541万2,885円、平成29年度、1,197件、1,678万3,998円、平成30年度、1,009件、1,525万4,130円となっております。若干上下はありますが、年々縮小傾向にはあると見ております。

以上、答弁とさせていただきます。

O議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

〇10番(今泉文克君) 決算書では見えない部分とか、我々見落としているかもしれないんですが、これほどの数字が上がってくるということは予測しておりませんでした。

一般会計で見てくると、記載されている数字はこの半分くらいが一般会計の数字、不納欠 損として決算書に記載されておるようでございますが、考えると、この金額は大変な金額で すね。2億円くらいになっているかと思うんですが、そうなりますと、これは不納欠損ですから、未収じゃなくて、確かに大きいことだと思います。これだけの町税があれば、いろんな意味で町づくりにもまた向けていけるかと思うんですが、随分減少してきておりますので、不納欠損の減少に向けてこれからも歩んでいただけるように願っているところでございます。このうち、たくさんのこれだけの方々が、やっぱり1,000名からの方々が、こういうふうなことで対象になっているかと思うんですが、中には大きく不納欠損をされている方、あるいは会社等もあるのかというふうに思うんですが、多いところではどんなところ、会社の名前は、あるいは個人の名前は出すことはまかりなりませんが、大きいところは、どのくらいの金額が出ているのか、それらについてお伺いいたします。

- ○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。
 税務町民課長。
- ○税務町民課長(長谷川静男君) それでは、ただいまの再質問のほうに対しまして、ご答弁申し上げます。

9年間で見ておりますので、その中で大きいものにつきましては、企業が大きくありまして、大きいものでは708万2,400円が一番大きくて、こちらも企業のものでございます。 以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

- **〇10番(今泉文克君)** 今、この経済状況の中ですから、たくさんの方々がこのような努力 はされてこういう結果が出てしまったのかというふうにも思うところでございますが、これ、 解消に向けて対策はどのように現在とられておるのかお伺いします。
- O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 税務町民課長。
- ○税務町民課長(長谷川静男君) それでは、10番議員の(3)の質問でよろしいでしょうか、 にご答弁申し上げます。

不納欠損解消に向けた対策はどのように進めているかということでございますが、こちらにつきましては、収納率向上により確実な税財源の確保を図ることを目的としまして、平成28年度に税務町民課内に収納グループを設置いたしました。

その中で、徴収の強化、差し押さえの強化、納付誓約の取り交わしや分納誓約の履行管理、 県税事務所との連携などの対策を講じることにより、収納率の向上を図るとともに、不納欠 損解消に努めているところであります。

その結果といたしまして、先ほど答弁させていただいたところでございますが、段階的で はありますが、不納欠損額を縮小させていただくことができました。 また、徴収事務を適正に処理するため、地方税法に規定されました滞納処分の執行停止など、町税の不納欠損処分等を的確かつ適正に行うための鏡石町町税滞納処分執行停止事務取扱規程を平成28年度に制定し、無財産や生活困窮者、所在不明者等について実態調査や財産調査を行い、適切な処理を行っているところでございます。

今後も、税の公平性の観点から、それぞれ実態を調査いたしまして適正に処理をしてまい りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番(今泉文克君) それでは、大きい3番に移ります。

産業振興についてでございます。

町産業振興政策として、町長は就任期から、おりてみたい、歩いてみたい、住んでみたいとか名文句を並べておられます。そこの中の一つだと思うんですが、現在、震災後、田んぼアート、あるいは昨年のまちの駅かんかんてらす、そして、油田計画なるもので、遊休農地の解消等に努力されておりますが、この年間事業費の総額は幾らになっておられるのかお伺いします。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(橋本喜宏君) 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

田んぼアート、まちの駅かんかんてらす、かがみいし油田計画の事業費につきましては、本年度につきまして、田んぼアート実行委員会が事業費440万、うち町の補助金が320万円、まちの駅かんかんてらす運営費が事業費1,732万5,000円、うち町からの補助金・委託金が1,313万5,000円、かがみいし油田計画が事業費558万5,000円となっておりまして、総額が2,731万円、うち補助・委託金が2,192万円となっております。

なお、平成30年度、昨年度の事業費総額は、田んぼアート実行委員会事業費が443万7,314円、うち町補助金が390万円、まちの駅かんかんてらす運営費が1,298万1,448円、うち町補助・委託金が1,046万5,900円、かがみいし油田計画が140万8,051円となっておりまして、平成30年度の事業費総額は1,882万6,813円、このうち補助・委託が1,577万3,951円となっております。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番(今泉文克君) 年間、このように2,000万近く、あるいは2,000万を超える事業費、

これは表に出ている数字でありまして、このほかに町の職員が運営事務に多くの時間を費やしている点は、我々よく見てやらなくちゃならないと思います。ただ、これは経費以外に出てくる数字であろうというふうに思います。これらを担当している町職員の人数、あるいは年間では給与はどのくらいに総額でなっているのか、改めてお伺いいたします。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(橋本喜宏君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事業内容としましては、我々職員がやっている部分につきましては、例えば田んぼアートであれば、岩農さんに育苗をお願いするときの指導なりなんなり、あと、田植えのときに事前に測量等、業者さんとか岩農さんが入るときにフォローと。あと、実際の田んぼ祭りのときの皆さん、一般の方のやった後に、補色、またはあいているところを全部埋めていくというようなことを実行委員会の皆様と職員とでやっていくということでございます。

かんかんてらすについては、月1回、打ち合わせをしたり、実際のイベント、出店を出してイベントするときにお手伝いするというようなのがメーンの形になっています。

金額が幾らになるかというとなかなか申し上げにくいんですが、4月からメーンであります5月、6月ぐらいまでは、田んぼアートについては、半分はちょっとそちらのほうに行っているのかなと。

あと、農政グループ、こちらは振興グループとやっていますが、田んぼについては農政グループの方にも1日、2日、3日、4日とお願いするときもございます。

油田計画につきましては、実際に展示圃場とかのほうもやっておりますし、一般の方、やっていただける方のところにも行っているというような形でございまして、どのぐらいやっているかという時間につきましては、私どもとしては業務の一端でやっているので、特段、何時間やっているとかというところまでは把握しておりませんので、そちらの点はご了承いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

〇10番(今泉文克君) かなり見えない部分で、相当、担当課の方のやっている姿を見ていますと、大変だなということを身近に私も感じているところでございます。これからも大変でしょうけれども、喜ばれる事業にするために努力されることを願うものであります。

それでは、2番ですが、この田んぼアート、かんかんてらす、油田計画、これらの町に対する事業効果というものはどのように評価されているのか、設備費、運営費など多額の事業費となっておりますが、それらの今後の計画はどのようになっているのか、展望を伺います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(橋本喜宏君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事業効果の評価でございますが、事業効果の評価につきましては、順に、田んぼアートにつきましては、昨年の観覧者数が2万8,712人、きらきらアートを含めますと3万2,010人の方がごらんいただいております。

観覧数につきましては、統計をとっていた二、三年前の統計からしますと、8割以上が町外から訪れておりまして、本町における新たな観光スポットの創出という点では評価ができるのかなと思われております。

また、町内の飲食店を対象としましたアンケートを実施したデータがございます。そちらのほうにつきましては、具体的に幾らというのはございませんが、集客や売り上げがふえたというような回答もございまして、幾ら、何千億円とか、何百円とかという数字ではありませんが、体感で経済効果は図られているのかなというふうに考えております。

続きまして、かんかんてらすにつきましては、昨年5月16日のオープン以来、昨年度は以前に資料等で提出しましたように、3万7,432人の方が来館しておりまして、町の観光・交流拠点として、新たな地域のコミュニティーの場としてにぎわいの創出が図られているものと考えております。

また、かんかんてらす内における産品販売につきましても、売り上げ総額につきまして 1,548万5,777円となっておりまして、生産者、出品者の方々の生産意欲や所得の向上、地 域農業の振興に寄与しているんではないかなと考えております。

かがみいし油田計画におきましては、エゴマや菜種が29年と昨年度、それぞれ1.5~クタール、7.1~クタールと作付しておりまして、耕作放棄地の発生防止と解消、黄色いきれいな花がつい先ほどまで咲いておりましたが、景観保持として大きな効果があったものと考えております。

今後の計画につきましては、田んぼアートにつきましては、やはり観覧者の方に飽きられないような絵柄、毎年毎年、絵本を中心にテーマを絞ってやっておりますが、絵柄や見せ方の工夫、あとかんかんてらすにつきましては、売り上げの向上はもとより、6次化商品の開発やチャレンジショップとしての利用率の向上、かがみいし油田計画につきましては、販路の拡大や収益性の向上を求めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番(今泉文克君) 事業効果でございますが、昨年は、油田から387キロの油がとれた

ということでございます。これらの学校給食にはどのくらい使われたのか、あるいは瓶詰して製品をつくられていると思いますが、この本数と、この製造経費及び販売価格、これらの 採算性はどんなふうになったのか。

あるいは、かんかんてらすの建物改装に約2億円近くの投資をし、なお赤字運営し、その 補塡に金がかかっております。これも年間どのぐらいの赤字補塡をしていくのか。

それから、田んぼアートは、3万人を超す来場者ということでございますが、これを町内 産業振興にどのように結びつけていくのか、これからの計画、そういうものがあれば3件の 対費用効果等のことも考えながら説明を求めていきたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(橋本喜宏君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、油田計画におきます菜種油の販売というか収穫後の先の話ですが、おっしゃるように、387キロの採油がございました。そのうち、展示圃場につきましては156キロの採油がありまして、820グラムの瓶で190本、あと一般の方の圃場のほうで231キロがございまして、16.2キロの、いわゆる一斗缶で12缶、820グラムの瓶で44本の収穫を終えました。

一斗缶16.2キロの12缶につきましては、そのまま町で買い上げまして、おっしゃるように、学校給食のほうに活用させたという形になっています。そちらにつきましては、1キロ1,000円だったと思いますが、そちらのほうで買い上げてやっているという形でございます。82グラムの瓶につきましては1本、1,400円で売っておりまして、売っているのは先ほど言った一般の方、圃場をやっている方の分だけを売っておりまして、展示圃場の部分の190本につきましては、町のほうで保管して、町内の飲食店の店のほうに、いろんなサンプルとして何かいいアイデアがないかということで配ったり、ヘルスメイトの方に新しい料理の仕方というものの関係で配ったりしておりまして、現在57本が残っております。

一般の方の44本につきましては、現在6本分が残っているというふうな形でございます。 続きまして、かんかんてらすの補助というか赤字の補塡という部分になりますが、昨年の 30年度のまちの駅の会計の収支計算書におきまして、補助金につきましては、当初922万 9,000円を予定しておりましたが、決算レベルにおきまして429万7,900円という形で補助を 企業の中にしております。

そのほかに町からは委託金ということで、観光案内やチャレンジショップ、6次化の部分で600万ほどの委託がされております。

赤字の部分がどうかという話になれば、当然、補助金ということの429万7,900円が、こちらのほうが赤字というか補塡という形になっております。こちらのほうにつきましては、 事業の拡大等、あと販売手数料の部分、ほか加工品の部分の手数料と、実際のかんかんてら すにおける、例えば飲食とか、アイスクリームを食べたり、コーヒーを飲んだりというようなところでカバーしていきたいなというふうに思っていますが、事業のレベルからすると、やはり売り上げを上げるための小売の面積からすると、なかなかその回収は難しい部分もありますが、例えば、いろんなところに出店していく、イベントの回数をふやしていくという形で、ここのところは進めて赤字解消というか補助金の減額に努めてまいりたいと考えております。

田んぼアートについての産業振興の費用の部分につきましては、現在、田んぼに子供たちや一般の方が田んぼを田植えをして、最終的に観覧して刈り取るというような形で行っております。こちらのほうにつきましては、やはり今、1次産業、農業のほうの就業者が少ないというような現状があります。そういうような中で、これは今までも行ったことですが、農業に対する協議等を進めていったり、あとは岩農生が入っておりますが、そちらの測量における精密さを町の建設業の方々との連携で、こういう精密な測量を行っていくなというようなことの中で、今後ブロック等に関する協議を進めていくということの方法でしかありませんで、直接的に田んぼにダイレクトに今のところは当たっていないのは現実だと思います。以上、答弁とします。

〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番(今泉文克君) それでは、3番目の質問に入ります。

田んぼアートの展望室の設置の件でございますが、ことしここに500万ほどで改修計画を されました。しかし、この内容とか完成時期、あるいはどのようなものになっているのか、 あるいはいつから供用が開始できるのか、それらについてお伺いいたします。

- O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 教育課長。
- **〇教育課長(根本 博君)** それでは、10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

図書館4階の展望箇所、展示室については、平成24年から始まった田んぼアートの観覧場所として年々観覧者が増加し、3万人を超え狭隘となっていることから、安全で観覧しやすい環境づくりのため、平成30年10月に事前調査設計を行い、改修に向けた実施設計に基づき、改修工事を本年4月10日着手し、昨日、6月10日に竣工したところでございます。

改修の内容につきましては、建物全体の構造計算を伴わない10平米以下の増床として、北側の非常階段スペースの部分を活用し、新たに通路を設け、安全確保のための腰壁を設け、 東側の壁を撤去し、観覧者の動線をスムーズに誘導するものへと改修しました。

今後、田んぼアートの一般観覧とあわせて供用開始する予定となっております。 以上、答弁とさせていただきます。 〇議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番(今泉文克君) 昨日完成したということですね。そうすると、これ観覧者に非常に利便性が図られると思います。しかし、設置のお話があってから、どんなものができるのか、普通だったらば一応、図面とか、あるいは姿図とか、そういうものが我々にも明示されて、議員にこのようなものを今つくりますとか、あるいはつくっておりますとかというようなものがあってもいいんじゃないかと。全然どんなものができ上がるのか、中身はどうなるのか、でき上がって初めてわかるというふうな体質ではまずいと思いますから、これらについては、今後もう少し明細な説明を求めていきたいというふうにも思っております。

それでは、最後になりますが、これら田んぼアート、まちの駅かんかんてらす、そして油田計画というものが事業計画として町としても位置づけていくと思います。今後、これは今のままなのか、それともどんなふうに将来的に可能性を持たせたり、あるいはどういうふうな事業効果を上げていくということを当然考えておられると思いますから、それらについてお尋ねいたします。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 町長。

〇町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

田んぼアートにつきましては、ことしで8年目ということです。そういう中で、今年は、 展望室もちょっと広げたということでありますけれども、いずれにしても、やはり事業は10 年が一つの区切りとして評価すべきなのかなというふうに思っておりますし、そういう中で、 あと残り2年、もっと前に前に進めていきたいということでございます。一方、このかんか んてらす、油田計画、まだ1年ということでございます。そういう中で、これを田んぼアー トもかんかんてらすも油田計画も仮に何もなかったということからすれば、何もないところ から何も生まれない、そういうふうに私は思っております。

そういう中で、田んぼアート8年、油田計画、あるいはかんかんてらす1年、そういう中では、これからがいろんな面で大事なのかなと。特に、かんかんてらすについては、周りは、5時以降に帰っていれば、商工会もあいておりませんので、真っ暗の中で、いわゆる帰宅する、休憩をするという、そういう中で、彼らが安心・安全の中で、そういった中でできると、さらに今後の体験、そういうことをさらにさらに触れるということが大事だということ。

あと、油田計画は、当然、いわゆる遊休農地、耕作放棄地ですか、こういったものは鏡石町は、ご承知のとおり、面積は下から3番ですが、農地は全市町村合わせて27番目に多いという、そういう中で、耕作放棄地がさらにさらに進めば、この市街化区域も大変だということでありますので、これをどうするかという町としての最初の場面だということであります

ので、これもしっかりと、これにこだわらず、もっともっと進化するような、こういったものを一つのきっかけにしていきたいなということで、これもいろんな面でご指導をいただきながら、頑張る必要があるということを申し上げながら、今後のご答弁にかえさせていただきます。

以上であります。

〇議長(渡辺定己君) 10番。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番(今泉文克君) これら田んぼアート、かんかんてらす、油田計画とも新しい試みであったところでございますが、この結果が町民に喜ばれる関連性のある、そして単品で物事進むんでなくて、一つの絵になるような、フローチャートが書けるような、そういうふうな事業に計画をされて、将来がどうなっていくんだという先の見えるようなことに力を合わせて進めていただければというふうに強く願うところでございます。

実は、先日、青森県の横浜町に行ってきました。あそこはご存じのことと思いますが、菜の花プロジェクトということをやっていまして、ちょうど5月20日ごろだったんですが、菜の花フェスティバルということで、たくさんの方がそれを見学に遠くからも行っておられ、非常ににぎわっておりました。町中が、遊休地はほとんど菜の花が咲いておりました。そして、それらを菜種油として製造する加工、あるいは販売する道の駅、そういうふうな交流と土地利用と。青森県の下北半島の本当になかなか人口の減少するエリアでございますが、やっぱり何とか地域の中で産業をつくろう、あるいは人を呼び込もうとしている、努力している姿、そしてその景観を彩って、その景観の向こうには風力発電が高台で回って、そして展望台を設置して、観光客の方にメールをつくったりして喜んでもらえる施策をやっておられました。

やっぱりこれも努力しているなということを強く感じました。そういうことも語りながら、これからの町づくりが町民に喜ばれる鏡石町になるように我々はやらなくちゃならない責務があると思いますから、執行も議会もしっかりとそういうことを歩めていくことを切に願いながら、質問を終わらせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。 議事の都合上、休議いたします。

休議 午前11時24分

開議 午前11時29分

○議長(渡辺定己君) 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 畑 幸 一 君

○議長(渡辺定己君) 次に、7番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

〇7番(畑 幸一君) おはようございます。

7番、畑幸一です。

第16回令和元年最初の議会定例会でもあります。町議員としての任期も2カ月少々、さよなら定例会であります。平成から令和に元号がかわりました。奈良時代の万葉集から引用された令和、私なりに解釈しておりますが、令和の令は、美しく強らか、和は和みと私は思っております。

町として新しい時代、令和において町民の皆様に夢と希望が持てる町民一人一人の足元を 見詰め、寄り添いながら町政に取り組んでいただきたいと思います。

通告どおり質問に入らせていただきます。

大きい1番で、活力ある町づくりの展望と行政の課題ではありますが、身近で極めてシンプルな質問をさせていただきます。

(1) 町なかの商業の活性化に向けた振興対策について伺います。

まず、感じることは、町なかの商業の存在が薄れていると、人通りがないと、当然、活力がなくなると。町の中心、コミュニティーセンター、JR鏡石駅ですね、これは左右です、中型のスーパーがあります。郊外型のショッピングモール、隣の市町にはメガステージだと。また、24時間の営業のコンビニ。車社会においての駐車場の確保など、さまざまな原因があると思われますが、効果的、そしてより具体的な施策はどう考える、キーワードは何か、活性化に向けた取り組みの考えがあれば、町なか商業の活性化について伺います。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。 町長。

〇町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

町なかの商店の活性化の質疑なんですけれども、ご指摘のとおり、町なかの商店、そういったものは減っているという点については今ご指摘のとおりであります。そういう中で、地域における中心市街地、町なかの商店街の落ち込みというのは、商業の機能の低下、さらにはその地域の経済活力の低下のみならず、商店街が担う地域コミュニティー機能や地域の生活基盤の喪失などをもたらし、深刻な課題であるというふうに認識しているところであります。町なか商業の支援、活性化は大変重要なことであります。

そういう中で、本町においては、中小企業・小規模事業者が経営に必要な際に借り入れした各種資金の利子の補給や町なかの空き店舗の解消、そして創業者の支援として、空き店舗

を賃貸した際の家賃補助や空き店舗を改修した際の改修費の一部補助の各種振興施策を行い、 支援をしておりますけれども、今後とも町商工会と連携しながら、町なかのみならず、町内 の中小企業、さらに小規模事業所の振興に努めてまいりたいというふうに考えているところ であります。

さらに申し上げて言えば、我が町は駅の半径に、いわゆる商店、大規模な駐車場つきのそういったところがあるということも含めて、それらを円滑にできるような既存の中小・小規模な商業、そういったものを連携しながらできるような、そういった資質というのが大事だなというふうに考えているところでもございます。

以上であります。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

- ○7番(畑 幸一君) 町長より答弁をいただいたように、現実とこの問題点はうまく認識しているつもりですけれども、町の事業である、歩いてみたい、歩いてみたくなる事業、そしてまた創生事業の一つ、1年が経過したかんかんてらすの連携、活力のある町づくりと町なかのシンボルになるような点検・サポート、また建設的な考えがあれば、見解を伺います。
- ○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 町長。
- ○町長(遠藤栄作君) 町なかの活性化という、そういうことでしたけれども、これについては、先ほども今泉議員からもありましたように、田んぼアート、さらには油田計画、そしてかんかんてらす、こういうことを含めて、これらをさらにいろいろに進化させるという、町なかに、歩くことができる、まさに駅に降りてみたい、歩いてみたい、そして最後は住んでみたいという、そういう中での歩いてみたいとなるような、これからいろんな意味で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

町内には、町づくり講演会の中にも組織されております。そういったことの意見を聞きながら、そしてもちろん議員皆さんの声を聞きながら、そして町なかが活気あふれる、そういった町づくりにしていきたいということで頑張ってまいりたいというふうに申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

- ○7番(畑 幸一君) 活力のある町、商業の町づくりは、当町の基本と考えます。そこで、 商業の衰退は町の衰退につながり、関連するものと思いますので、活性化に向けた積極的な 取り組みの要望をいたしておきます。
 - (2) に入ります。

高齢者のひとり暮らしの実態について伺います。

今後ともひとり暮らしは増加する一方と思われますが、ひとり暮らしの男性、女性の世帯数、また行政区の加入率、町営住宅の入居者数、状況の現状はどうか、どう把握しているか伺いたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(関根邦夫君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町のひとり暮らし高齢者につきましては、平成27年度の国勢調査によりますと、361世帯と全世帯の8.6%となっております。県平均の10.6%を下回っておりますが、過去の国勢調査の推移から見ますと、今後も少子高齢化が進み、特に団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、ひとり暮らし高齢者が増加するものと考えております。

高齢者のひとり暮らしについては、認知症の進行や生活意欲の低下、孤独死などのリスクがあることから、ふだんからの見守りを初め、サロン事業などのグループ活動への参加の促進など、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりを防止するとともに、さまざまな形でふだんから外部とのコミュニケーションが維持できるよう、今後も施策が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番(畑 幸一君) 答弁をいただいたように、団塊の世代が2025年から後期高齢者と、一遍にこれふえてきます。この対策、例えば認知症とか、ひとりでの孤立とか、いろいろありますけれども、不安材料がいっぱいあると。今、国会で討論なんかなされていること、60歳、65歳ですか、2人で195歳まで生きるのに2,000万が必要で、2,000万をためろというような、憤りを感じるような、金融庁からの統計がなされたようですけれども、公的年金もそのうちにもう70歳以上というようなことになってくると思われます。

今後ますます何らかの支援対策が必要になってくる、不安解消に向けての新体制の取り組 みをしっかりと対策をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 番に移ります。

運転免許証の返納者について伺います。

高齢者運転の悲惨な大事故が連日のように報道されていますが、町民の免許返納者は何名 くらいあるのか。返納者の対策などはどういう考え、生活不安を取り除いていくものはどう いうふうな考えを町としては持っているか、あわせて伺いたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

最近、相次ぐ高齢者ドライバーの交通事故の影響もあり、高齢者の方の運転免許証の自主 返納者数は全国的に増加しております。

平成30年中には、全国で約42万人が自主返納しており、そのうち福島県内では5,964人、前年比としまして953人ほど増加しておりまして、須賀川警察署管内では205人となっており、前年比35人増加しております。町内では18人、前年比1人減ということでございまして、その方が免許を返納しているという現状でございます。

なお、運転免許については、更新の年齢制限が基本的にはございません。70歳から74歳までの方は高齢者講習を、75歳以上の方につきましては、高齢者講習のほかに認知機能検査というものを受講いたしまして、免許更新ができることとなっております。

ご質問の中身といたしまして、高齢者の交通事故防止対策ということでございますが、町 の高齢者への交通事故対策についてご答弁申し上げます。

昨年の町の交通事故発生状況についてでございますけれども、発生件数が25件、死者数が ゼロとなっておりまして、負傷者、けがをされた方が31名となっております。発生件数、負 傷者数ともに大幅な減少となっております。死者数については、平成27年以来2年ぶりとな る、年間を通じての交通事故死者ゼロということで達成しております。

このうち、高齢者の発生状況につきましては、高齢運転者の事故発生件数で6件で、前年 比3件の減、高齢者の被害については9件でございまして、前年比の4件、逆にこれはふえ ております。

ただ、全国的には、高齢者が当事者や犠牲者になる事故が多くなっておりまして、町としましては、交通安全協会や交通安全母の会を中心といたしまして、高齢者向けの交通安全教室を開催するなどしまして、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番(畑 幸一君) ありがとうございます。

福島県警の支援として、6月1日から免許自主返納者、病気など返納者に対して、生活不安支援として、希望者に応じて、地域包括センターに連絡者を提供して不安の解消につなげるとの報道記事がありましたんですね。ぜひ、迅速に町としても対応をしてくださるよう要望をいたしておきます。

(4) 番に入ります。

ゆうあいバスの利用状況について伺います。

なかなか私もゆうあいバスの中身がほとんどわからなくて、町民もなかなかわからないん

じゃないかと思うんですけれども、その辺に対しての趣旨と内容についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(関根邦夫君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ゆうあいバスにつきましては、平成27年4月から町社会福祉協議会の事業としてスタート しております。平成30年度の利用登録者は18名、延べ利用人数が633名であり、基本的に毎 週水曜日と木曜日の週2回で年間103回の運行をしております。

移動手段の確保が困難な高齢者や障害者に対して、町内のスーパーや公共施設、金融機関を中心に利用者の要望に合わせ、送迎のサービスを実施し、生活環境の向上、社会参加の機会を提供しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

- ○7番(畑 幸一君) すばらしい事業だと思っておりますけれども、今後ともそういった充実した支援、利用の条件、それがなかなかわからない。どんな人が利用しているのか、どんな利用をやっぱり申し込むのかというようなこともなかなかわからないというのは、いっぱいあると思うんですけれども、どうしても今後そういった要綱の規制の条件なんかはもう考えられると思うんですが、そんな緩和の条件というのは考えておりますか。質問いたします。
- ○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(関根邦夫君) ゆうあいバスの運行の実施要項によりますと、利用対象者 につきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯になっております。

また、介助なく行動が可能な障害者で、家族の支援が困難な方という形になっております。 なお、利用申し込みにつきましては、社会福祉協議会のほうに利用申し込みをして、その 中で審査した結果、利用登録者となりまして、週2回程度の中で利用ができるという形にな っております。

また、個々の運用の中につきましては、実施団体であります社会福祉協議会などと協議しながら進めていきたいというふうに思います。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番(畑 幸一君) 私の質問の中で、(2)番、(3)番、(4)番と連携するような形でありますので、ますますひとり暮らしとか、免許返納者に対してのいろいろな問題という

のはあると思うんですけれども、例えば、買い物に行くとしても行けない、また病院に行く といっても、じゃ自転車でここで言うように、65歳以上、なかなかきついと思います。難し い条件がそろっておりますので、その辺を検討していただければと思います。

次、(5)番です。

食品ロスのもったいない取り組みについて伺っていきたいと思います。

町として、食品ロスの削減の姿勢として、行政側としてどう示していくのか、取り組みの 意識について伺いたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

〇健康環境課長(角田信洋君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

食品ロスにつきましては、売れ残りや食べ残しなどにより、まだ食べられるのに廃棄される食品で、我が国の食品ロス量は、平成28年度で643万トンが発生していると推計されております。

食品ロス削減への取り組みとしては、国において食品ロス削減関係省庁等連絡会議が設置されまして、食品関連事業者の商習慣の見直しの支援、食べ残し削減に向けた食べきり運動など消費者等への普及啓発など、食品ロス削減国民運動を展開しております。

県においても、「もったいない!食べ残しゼロ推進運動」を運動名に、食べ残しゼロ協力店・事業認定制度などの食品ロス削減啓発事業に取り組んでおります。

ことしの5月31日には、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした食品ロスの 削減の推進に関する法律が公布され、政府による食品ロス削減に向けた基本方針が策定され、 義務づけされるなど、今まで以上に食品ロス削減運動が推進されることになります。

我が町におきましては、現在のところ、そういった具体的な取り組みはしていないところでございますが、今後、政府により策定される基本方針の内容に注視しながら、食品ロスの削減に向けた事業への取り組みについて調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

〇7番(畑 幸一君) 日本では643万トンというようなことですけれども、今現在は恐らく 20万トンくらいふえているというふうに知っているかと思います。

今回、ロスがもったいないという質問においては、私の言いたいことは会合です。まず、 懇親会とかや反省会とかそういったときの席上、食べ残しの問題がいっぱいあると思うんで すが、先ほど課長のほうから答弁ありましたように、今、3010というような推進運動が全 国的に行っているんですけれども、この3010というのは、会合の挨拶の乾杯をした後、30分を席にいて食べなさいと。また、残り閉会前の10分前にもやっぱり席に座って食べて、食べ残しのないようにですね。食べ残せば全部廃棄処分となって、ごみの問題にもかかわってきますので、いろいろな面で3010というのは全国的には広がりが進んでいるというようなことなんですよ。

ただ、女性週刊誌なんかにも地球に優しい台所ですか、地球と家計に優しい取り組み、食品ロスの記事なんかも載っています。冷蔵庫に対しての保存の仕方とか、または、皮を多くむかないなど、これで年間にもう10万ぐらいの節約ができるんじゃないかというような、そういった形の食品ロスに関しては取り組んでいるところが相当出てきたということなんですよ。

感謝の気持ちを持って食品ロスに努めたいと今後とも思いますので、よろしくお願いした いと思います。

次に、6番に入ります。

町内の窃盗事件の発生状況の対策等について伺います。

犯行の手口とかいろいろあるんでしょうけれども、どういうふうな形と町の件数の把握が あれば、お伺いしたいと思います。

〇議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の犯罪発生状況につきましては、平成30年中の発生件数が74件となっておりまして、 平成29年中と比較いたしまして27件減少しております。

内訳でございますけれども、自転車盗、自転車を盗むということでございますけれども、 が最も多く20件となっており、続いて器物損壊が10件、万引き9件となっており、この3 つで町内における全刑法犯のうちの多くの割合を占めております。

町では、これらの犯罪にはパトロールによる抑止効果が非常に有効であると考えており、 地域安全推進員や須賀川防犯指導隊鏡石分隊のご協力によりまして、週1回程度の青色回転 灯防犯パトロールの実施を行っております。

また、防犯カメラ等の設置や町内各世帯に定期的に防犯チラシを配布して啓発をするなど、 1件でも犯罪が少なくなるよう対策を行っております。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番(畑 幸一君) 個人の問題等も考えることでなく、防犯対策にしっかりと取り組んで

いただきたいと思います。

(7) 番に入ります。

災害公営住宅の入居者状況について伺いたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成27年度から供用開始しております災害公営住宅でございますけれども、6月1日現在、24室中、16世帯、30人が入居しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

- ○7番(畑 幸一君) 災害公営住宅というのは、何か条例みたいのがあるんですか、入居するのに。福島県復興再生措置何とか法とかいうものとかありますけれども、入居者の拡大は今後どんなふうにして図っていくのかお伺いしたいと思います。
- O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 総務課長。
- ○総務課長(小貫秀明君) 今現在は、基本的には、震災の被災者というのが中心でございますけれども、来年度以降の、いわゆる被災者以外の方、一般化に向けまして検討、調整予定でございますけれども、いわゆる震災関係の交付金等の兼ね合いも視野に入れながら、進めてまいりたいと現時点では考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番(畑 幸一君) そういうふうな検討でお願い、私も入りたいくらいですね、あの立派なマンション風な災害公営住宅ですね。

時計見たらちょうど12時近くなってきたんで、(8)番です。最後の質問にさせていただきます。

土地家屋の評価額の算出方法について、いろいろお伺いしたいと思いますけれども、手順はどのような形で算出しているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長(長谷川静男君) それでは、7番議員の(8)のご質問にご答弁申し上げます。

固定資産税につきましては、固定資産の価格、適正な時価というものを課税標準として課税されます。土地と家屋につきましては、原則として3年間評価額を捉え置くこと、すなわち、3年ごとに評価額を見直すように地方税法によりとられています。

直近の評価替えは平成30年度に行い、次期評価替えは令和3年度が基準年度となっております。

土地の評価につきましては、国が定めた固定資産評価基準により、評価方法によって行っておりまして、次期評価替えに向けましては、令和2年1月1日の地価公示価格や不動産鑑定士による鑑定評価価格を活用し、その7割をめどに評定することになっております。

家屋の評価につきましては、土地と同様に国の固定資産評価基準に基づきまして、再建築 価格というものを基準とした方法によって求められることとなっております。家屋調査を実 施しまして、評点数を求めて、1点当たりの価格を乗じて算出して、経過年数、物価水準に 必要に応じた減点補正率を乗じて評価額が算定されるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎会議時間の延長

○議長(渡辺定己君) 時間を延長して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) なかなか理解はできないんですけれども、市街化区域のことについての評価額ですか、その辺がちょっとわからないんですけれども、鑑定価格というのは、道路の路線とかそういったものがあると思うんですが、その辺はどうやって算定するのか。

また、家屋に対しては、3年に1回というようなことで見直されるということですけれど も、結局、減額ですか、それに対してはどのくらいのパーセントですか。その辺ちょっとお 伺いしていいですか。よろしくお願いします。

O議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。 税務町民課長。

○税務町民課長(長谷川静男君) それでは、再質問にご答弁申し上げます。

市街化宅地につきましては、原則としまして、路線価方式というものがとられておりまして、そちらの中に先ほど申し上げました地価公示価格とか、そのほかに都道府県の地価調査

価格とか鑑定評価が活用されまして、路線価を設置しまして、それに基づきまして各区域ご とに評価がされるという方式でございます。こちらは市街化区域でございまして、そのほか について、また別な評価方式となっております。

家屋につきましては、年度ごとに減額ということになっておりますが、普通の減価償却と 違いまして、こちらにつきましては、さほど減額、目に見えて減額されるものではございま せんで、こちらについては計算方式がちょっとございまして、一概にちょっと今、何%とい うことは述べられないので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

〇議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番(畑 幸一君) よくわかりませんでした。

これは、木造家屋とか、コンクリートというのもありますから、その辺で減額というのは、普通だと7%から8%はちょっと入っていると思うんですけれども、勉強不足で申しわけないんですけれども、詳しくは、また後の質問で、今後の質問でしていきたいと思いますので、ありがとうございました。

私の質問はこれで終了したいと思いますので、ありがとうございました。

○議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君の一般質問は、これまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

O議長(渡辺定己君) 議事運営の都合上、あす6月12日から13日までの2日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、6月12日から13日までの2日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(渡辺定己君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時03分

第 3 号

令和元年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年6月14日(金)午前10時開議

日程第 1 議案第275号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

7

日程第 2 議案第276号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第277号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)

日程第 4 議案第278号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 5 議案第279号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 6 請願・陳情について

各常任委員会委員長報告

日程第 7 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

追加日程第 8 意見書案第18号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書(案)

意見書案第19号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

意見書案第20号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護す

るべき」との勧告の撤回を求める意見書(案)

出席議員(10名)

1番 小林政次君 3番 橋本喜一君

4番 古川文雄君 5番 菊地 洋君

6番 長田守弘君 7番 畑 幸一君

9番 大河原 正 雄 君 10番 今 泉 文 克 君

11番 木 原 秀 男 君 12番 渡 辺 定 己 君

欠席議員(1名)

8番 井土川 好 髙 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 副 町 長 遠藤栄作君 小 貫 忠 男 君 育 教 長 総務課長 貫 渡 部 修 君 小 秀 明 君 福祉こども 税務町民課長 長谷川 静 男 根 邦 君 夫 君 健康環境課長 産業課長 角 田 信 洋 君 橋 喜 宏 君 本 上下水道課長 都市建設課長 吉 田 竹 雄 君 菊 地 勝 弘 君 会 計 管 理 者 兼 室 長 教育課長 典 根 本 博 君 倉 田 知 君 農業委員会事務局長 農業委員会会長 栁 沼 菊 和吉 君 地 榮 助君 選 挙 管 理 委員会委員長 大河原 八 郎 君

事務局職員出席者

議会事務局 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(渡辺定己君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、8番、井土川好髙君の1名です。

◎議事日程の報告

○議長(渡辺定己君) 本日の議事は、議事日程第4号より運営いたします。

◎議案第275号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(渡辺定己君) 日程第1、議案第275号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長(長谷川静男君) おはようございます。

ただいま上程されました議案第275号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

182ページをお願いいたします。

このたびの国保税条例改正につきましては、平成30年分の住民税確定申告による所得額と、 4月1日の算定基準日における国民健康保険被保険者数及び世帯数が確定したことにより、 国保税算定に係る案分率の見直しを行い、一部税率の改正を行うものでございます。

主な改正の要点につきましては、国民健康保険制度が県に広域化されたことにより、県内 市町村の国保事業の平準化、統一化が行われた結果、従来の町運営方式に比べ、町支出分が 縮小される見込みであること及び不測時の医療費や高額医療費等の支出に対応した予算設定 の中で、剰余金が通常に比べ多く見込まれるようになったことであります。

なお、本改正案につきましては、5月16日に町国民健康保険運営協議会に諮問し、同月 20日に開かれた協議会において審議され、原案のとおり答申をいただいたものであります。

183ページをお願いいたします。

主な改正の内容につきましては、国民健康保険税の医療給付部分及び介護納付金については、所得割、均等割、平等割、それぞれ税率、税額を引き下げ、後期高齢者支援金分につき

ましては、対象者割の増加により応益割、応能割に配慮し、応益割である均等割と平等割を 引き上げるものでございます。

改正条文につきましては、まず、医療給付費に係る第3条第1項における所得割額「100分の8.30」を「100分の5.80」に、同じく第5条における均等割額「2 万4,400円」を「1 万9,700円」に、第5条の2 における平等割「2 万円」を「1 万4,200円」に改めるものであります。

次に、後期高齢者支援金に係る第7条の2における均等割「6,700円」を「7,000円」に、 第7条の3における平等割「5,800円」を「6,000円」に改めるものでございます。

次に、介護納付金に係る第8条における所得割額「100分の2.20」を「100分の2.00」に、同じく第9条の2における均等割「8,600円」を「8,500円」に、同じく第9条の3における平等割「5,800円」を「4,500円」に改めるものでございます。

また、第5条の2第2号、第3号、第7条の3第2号、第3号及び第23条の各号における 改正につきましては、それぞれ2割、5割、7割軽減適用時の減額などの改正でございます。 184ページをお願いいたします。

附則につきましては、1において施行期日を公布の日から施行するとし、2においては適 用区分について、改正後の規定は令和元年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、 平成30年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものでありま す。

以上、議案第275号につきまして、提案理由の説明を申し上げました。 ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第275号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について の件を採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第276号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(渡辺定己君) 日程第2、議案第276号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例 の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長(関根邦夫君) おはようございます。

ただいま上程されました議案第276号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定 につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

185ページをお願いします。

このたびの介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が施行され、低所得者の保険料軽減が強化されることにより、所得の段階別に軽減賦課にかかわる減額幅の基準が定められたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

鏡石町介護保険条例(平成12年鏡石町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、保険料率を定めるものでありまして、「平成32年度」を「令和2年」に、また「平成30年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に元号を改正し、保険の1段階であります「3 万1,860円」を「2 万6,550円」に改めるものです。

次に、次の2項を加えるということで、第1項第2号に挙げる第2段階の保険料につきまして「4万4,250円」に定めるものでございます。

4項としましては、3号に掲げます第3段階の保険料を「5万1,330円」に改めるもので ございます。

附則につきましては、施行期日を第1条で、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の適用は平成31年4月1日から適用するものであります。

第2条で、経過措置としまして、この改正後の鏡石町介護保険条例第2条の規定は、令和

元年度の保険料から適用し、平成30年以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第276号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を 採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第277号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第3、議案第277号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長(小貫忠男君) おはようございます。

ただいま上程されました議案第277号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)に つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書187ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業及び風しん追加対策事業並びに消費税増税にかかわる事業などに伴う補正予算で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億623万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,423万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

190ページをお願いいたします。

190ページ、第2表地方債補正、1変更であります。

起債の目的、町道整備事業費、今回の変更は、限度額を7,650万円から1億60万円とするものであります。

次に、都市公園事業費が限度額を490万円から630万円とするものであります。

次に、194ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

〇副町長(小貫忠男君) 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第277号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第4、議案第278号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長(長谷川静男君) ただいま上程されました議案第278号 令和元年度鏡石町 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 202ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、今、定例会におきまして専決処分として報告、承認いただきました鏡石町国民健康保険税条例の一部改正による課税限度額及び減額算定基準額の改定のほか、議案第275号として提出、議決いただきました鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づいた改正税率により、本算定したことによる財源等の組み替えであり、歳入歳出予算額についての増減はございません。

詳細につきましては、204ページからの事項別明細にご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長(長谷川静男君) 以上、議案第278号につきまして、提案理由の説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第278号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件 を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第279号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第5、議案第279号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予 算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長(関根邦夫君) ただいま上程されました議案第279号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 207ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、今般の低所得者の保険料軽減強化に伴う介護保険条例の 改正により、介護保険料の軽減額を一般会計繰入金で補塡する補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額は変更なく、歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正 によるものであります。

詳細につきましては、212ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長(関根邦夫君) 以上、ご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第279号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採 決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第6、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、まず初めに、陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について及び陳情第27号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について、陳情第28号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、陳情第28号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、陳情第30号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書について、陳情第31号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、陳情第33号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についてを総務文教常任委員長より一括の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

〇11番(総務文教常任委員長 木原秀男君) ご報告申し上げます。

令和元年6月14日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審查報告書。

本委員会は、令和元年6月10日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと 決定したので、会議規則第89条の規定によりご報告申し上げます。

記。

開催月日、令和元年6月13日。開議時刻、午前10時17分。閉会時刻、13時30分。出席者、

委員4名。開催場所、議会会議室。説明者、教育課、根本課長、緑川副課長、安齋指導主事。総務課、小貫課長、吉田副課長、大木副課長、須賀副課長。

付託件名。陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情。陳情第27号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。陳情第28号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。陳情第29号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書。陳情第30号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書。陳情第31号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。陳情第33号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。

審査結果。陳情第24号は、継続審査とすべきものと決した。陳情第27号は、継続審査すべきものと決した。陳情第28号は、継続審査すべきものと決した。陳情第29号は、採択すべきものと決した。陳情第30号は、不採択すべきものと決した。陳情第31号は、採択すべきものと決した。陳情第33号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第24号については、担当課(総務課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。陳情第27号については、担当課(総務課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。陳情第28号については、担当課(総務課)の意見・説明を求め、審査した結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。陳情第29号については、担当課(教育課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第30号については、担当課(教育課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で不採択すべきものと決した。陳情第31号については、担当課(総務課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第33号については、担当課(総務課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第33号については、担当課(総務課)の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳

意見なし。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いします。

○議長(渡辺定己君) これより委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書についてを討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の 根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について の採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告どおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第27号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の 採択を求める陳情についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第27号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、 国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求 める陳情についてを採決行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教委員長の報告は継続審査とするべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第28号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の 採択を求める陳情についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第28号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、 国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求 める陳情についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教委員長の報告は継続審査とするべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第29号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第29号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書について の採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(渡辺定己君) 起立全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第30号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第30号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書の採択を求める陳情 についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教委員長の報告は不採択とするべきものであります。

本件は委員長の報告のとおりに決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第31号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書の採択を求める陳情についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第31号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情についての採決を 行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第33号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第33号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見 書の採択を求める陳情書について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(渡辺定己君) 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第32号 県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する陳情についての件を産業厚生常任委員長より報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番(産業厚生常任委員長 古川文雄君) それでは、ご報告申し上げます。

令和元年6月14日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

陳情審查報告書。

本委員会は、令和元年6月10日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと 決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和元年6月13日。開議時刻、午前10時18分。閉会時刻、14時38分。出席者、 委員6名。開催場所、第1会議室。説明者、都市建設課、菊地課長、関根副課長。

付託件名。陳情第32号 県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する陳情。

審査結果。陳情第32号は、不採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第32号については、担当課(都市建設課)の意見・説明を求め審査した結果、賛成少数により不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告といたします。

○議長(渡辺定己君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第32号 県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する陳情についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第32号 県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する陳情についての採 決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とするべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(渡辺定己君) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長(渡辺定己君) 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。 意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前10時45分

開議 午前10時46分

〇議長(渡辺定己君) 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(渡辺定己君) ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、日程第8として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、日程第8として議題とすることに決しました。

◎意見書案第18号~意見書案第20号の上程、説明、質疑、討論、採 決

○議長(渡辺定己君) 意見書案第18号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書(案) を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

〇11番(木原秀男君) ご報告申し上げます。

令和元年6月14日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。

賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の替成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第18号。

教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書(案)。

本年1月25日、中央教育審議会は、総会を開催し、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申(以下「答申」)をまとめ、文部科学大臣に提出した。

文科省が「看過できない」としてきた教職員の長時間過密労働の解消のためには教職員定数の抜本的な改革が不可欠である。「答申」で示された「1年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。さら

に、児童・生徒の授業時間等の増加にもつながりかねない。

すべての子どもたちと向き合い、教職員がゆとりをもって教育活動を進めるため下記の計 善を図られるよう願うものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記.

- 1、教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。
 - 2、1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。

令和元年6月14日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

財務大臣 麻生太郎様。

文部科学大臣 柴山昌彦様。

以上です。

○議長(渡辺定己君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第18号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書(案)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第19号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

〇11番(木原秀男君) ご報告申し上げます。

令和元年6月14日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。

賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第19号。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での……。

〔「朗読省略」の声あり〕

〇11番(木原秀男君) 声がありましたので、省略いたします。

記。まとめます。

- 1、社会保障、災害対策、環境対策、人口減少対策、地域交通対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困 窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへ の対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を確実にはかること。
- 3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業 規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算 定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き 同規模の財源確保をはかること。
 - 5、2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
- 6、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から 地方税への税源移譲を行うこと。
 - 8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
 - 9、依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げる

こと。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

令和元年6月14日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

内閣官房長官 菅義偉様。

総務大臣 石田真敏様。

財務大臣 麻生太郎様。

経済産業大臣 世耕弘成様。

内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革担当) 片山さつき様。

内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 茂木敏充様。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(渡辺定己君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第19号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の件を採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第20号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める 意見書の採択を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

〇11番(木原秀男君) ご報告申し上げます。

令和元年6月14日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。

賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との勧告の撤回を求める意 見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第20号。

国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との勧告の撤回を求める意 見書(案)。

国連の「自由権規約委員会」が2008年と2014年に、そして「人種差別撤廃委員会」が、2010年と2014年と2018年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を5回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には古い大和言葉が数多く残っており、日本民族としての一体 感は根強い。また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に行わ れており……。

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番(木原秀男君) 省略の声が上がりましたので、省略します。

沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、国連各委員会が「沖縄県民は先住民族である」という認識を早急に改め、勧告を撤回するよう働きかけることを強く求める。特に日本政府に対しては、拠出金停止も辞さないという、毅然とした対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

沖縄県知事 玉城デニー様。

外務大臣 河野太郎様。

内閣官房長官 菅義偉様。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第20号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める 意見書の採択を求める意見書(案)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(渡辺定己君) 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

〇議長(渡辺定己君) ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

〇町長(遠藤栄作君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第16回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、 対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

また、昨日、臨時全員協議会を開催していただきまして、南部第一工業団地敷地内における埋設物についてご説明させていただきましたけれども、進出していただいた企業との信頼 関係の維持のためにも、誠意ある対応をしてまいります。 議員の皆様におかれましては、本定例会が最終の定例会となりますが、これまで町民の安全、安心な町づくりと福祉の向上、町政進展のためにご尽力されましたことに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

町議会議員一般選挙の日程も、さきの選挙管理委員会において8月25日執行と決定されま したので、立候補される議員各位にはご健闘いただきまして、当選の栄誉に浴されますよう ご祈念申し上げる次第であります。

暑さに向かいます折、議員各位にはご多忙のこととは存じますけれども、くれぐれもご自 愛いただきまして、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨 拶といたします。

ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長(渡辺定己君) ここで、私からもご挨拶を申し上げたいと思います。

議員任期最後となる定例会の最終日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

任期中、議長として皆様のご支援とご協力により公務に専念でき、大過なくその責務を果たすことができ、心より厚く御礼を申し上げます。

この任期中は、皆様とともに、開かれた議会、そして議会の活性化に向けて取り組んでまいりました。平成30年3月定例会におきまして、鏡石町議会基本条例を制定してきましたことは、議員全員の意識の改革のたまものであり、町民の皆様への開かれた議会づくりの第一歩であります。

今後とも、住んでよかった鏡石と言われる町づくりを推進するため、鏡石町議会はこの基本条例のもと、今後も改革の歩みを進めていくことを念願するものであります。

8月には選挙が執行される予定ですが、今回勇退される方々の長年にわたるご活躍に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。今後とも、議会に対しましてご指導、 ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、立候補の予定の皆様には、ご当選されることをご祈念申し上げるとともに、皆様のご健闘をお祈りする次第であります。

結びに、鏡石町議会のますますのご発展と議員皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げて 挨拶といたします。

-89-

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(渡辺定己君) これにて第16回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年6月14日